

平成30年9月12日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成30年9月12日(水) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄		

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	山内 剛
総務課長	岡部 登
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	冨木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前 9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集をいただきましてありがとうございます。

ただいま出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、3番、金井浩三君、9番、村井勉君を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁時間を合わせて45分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に、古川幸義君。

議員（古川 幸義）

皆さん、おはようございます。8番、古川幸義です。

通告順により次の質問をいたします。

初めに、今月6日に起きました北海道胆振地方を震源とする震度7の地震で41名の方が死亡され、また台風21号は9月4日に徳島県南部に上陸、その後兵庫県神戸市に再上陸し、近畿を中心に猛烈な暴風雨をもたらし、空港などを含む交通機関に過去にない被害や、各名所旧跡、主たる構造物にも甚大な被害を与え、10名を超える死者を出す大災害となりました。

ことしは、ほかにも6月末より7月8日にかけて西日本の広範囲を襲った豪雨により、死者は200人を大きく超え、河川の決壊による家屋の流失、床上浸水など、生々しい爪跡を残す災害となりました。

平成に入って最悪の豪雨災害となりました。

この2カ月の間に災害の被害に遭い、亡くなられた方のご冥福と哀悼の意を表し、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入ります。

まず最初に、平成31年改選時における町長の所信についてを質問いたします。

平成23年に町長就任以来、8カ年を務め、残すところ半年足らずとなりました。

この8年間の期間には、町勢の発展のため限りない努力をされ、町民の皆様方

より喜ばれていると聞き及んでおります。

さて、町長が就任当時より特に財政の健全化に取り組み、平成29年度会計決算では、実質収支額が約4億円の黒字決算となる見込みであります。

この結果も、町長の取り組まれた施策は形となり、よき結果のあらわれと敬意をあらわす次第であります。

しかしながら、新庁舎の整備事業、駅周辺開発整備事業、幼稚園統合化など、今後大規模な整備事業の実施により、将来負担率の悪化も当然予想されますことから、今後も町政のかじ取りは予断を許せぬ事態であろうかをご推察いたします。

そこで、そのようなもろもろを踏まえ、来期の改選に対する町長の所信をお伺いしたいと思います。

町長（丸尾 幸雄）

古川幸義議員ご質問の平成31年改選時における町長の所信についてにお答えをしております。

私が町議会議員のころ、財政が困窮していたため何もできなくて、住民サービスが大きく低下したという時期が約5年ほど続きました。

そのときに、全ての行政運営は健全な財政運営がベースになると考えましたし、肝に銘じるところであります。

町長に就任させていただいてからも、多額の借金を抱えても住民サービスは向上させなければならない中で、借金を返済しながら借金をしていく苦しい財政運営を強いられてきました。

そこで、健全化のためには財政規律は必ず守っていくということ、優先順位を決めて選択と集中のもとで行うということ、町民皆様の税金を運用していく中で費用対効果を高めていくこと、また非常時に備え、財政調整基金を常に一定額積み立てておくこと、財政を豊かにしていくためには新たな財源を生み出すことが必要になるなどを頭にたたき込んで、施策、事業に取り組んでまいりました。

優先順位といたしましては、関連性の高い災害に強い安心・安全なまちづくりと子供の教育環境の充実を第一に考えて施策整備を行っていき、現在耐震が完了していないのが、役場庁舎と福祉センターを残すだけとなっております。

町民の命を守る安心・安全対策として、早急な建てかえが必要だと考えております。

議員ご指摘のとおり、これまでは幸いにも健全化を保ってきておりますが、これからは駅周辺開発整備事業、幼稚園の統合化などの事業が控えておりますし、歴史、伝統文化を生かした魅力のあるまちづくりと人づくりを行う中

で、移住・定住、交流人口をふやしていく地方創生事業も迫ってきております。

まだやらなければならないことも山積しておりますので、町政のかじ取りが難しくなってくることは覚悟の上で、町民皆様のご支持が得られるのであれば3期目の町政を担いたいと考えております。

町民皆様のご理解とご支持を心からお願いを申し上げて、古川幸義議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

町長の答弁の中に、改選に対し町長は強い決意で挑まれるとうかがえましたので、ぜひ改選時後には町民の期待に対し応えられ、また町に起こるべき将来の課題を克服し、町の発展のためによりしくお願いしたいと思っております。

そこで、質問ではありませんが、要望を述べさせていただきます。

町民の不安とするところは、やはり平成19年の将来負担率、318.5という数字が、あの夕張市により近いところで住民は不安を募らせたときもございました。

しかしながら、平成25年には将来負担率も108.5へと改善され、その結果は町長、職員の努力のたまものであると言っても過言ではないかと思われま

す。しかしながら、今後の新庁舎建設の整備事業や駅周辺整備事業など、大型の事業整備が将来負担率の悪化を予測させるため、過去のような結果にならぬようにお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

改選も迫り、あとわずかではございますが、ぜひ町民の願いをかなえていただきたいと思っておりますので、それでは次の質問に入ります。

2点目の質問は、災害発生する前に。

冒頭に申しました災害についてであります。近年は台風の大型化、想定外の豪雨災害など災害状況は甚大であり、9月6日には北海道にて震度7の地震があり、わずか2カ月足らずの間に日本各地で重大災害が発生している現状でございます。

本町においても、台風の進路によってはいつでも被災地と同じような事態になると言っても過言ではないかと思われま

す。また、南海トラフ地震が近年発生するおそれも否めません。

そこで次の質問をいたします。

災害時、避難所への誘導、通告はどういう手順で行われているのか。

災害時、高齢者等避難準備情報から避難勧告、そして避難指示へと発令されていますが、想定される災害規模によって当然ながら市町の判断指示にも違いが出ております。

発令される時間帯や気象条件によって、避難者が避難所に出向く折には、それぞれの事情や状況によって違いが出るのは当然であります。

したがって、本町では誘導、通告などに課題が多くございましたが、以前より改善されたと思うところはどのようなところか、またどのような成果があったかをあわせてお伺いいたします。

総務課長（岡部 登）

おはようございます。

古川議員の災害時、避難所への誘導、通告はどういう手順で行われるのかについて答弁をさせていただきます。

本年7月の豪雨災害のときに、今年度初めて避難指示が本町に出ました。

これは、住民の方から深夜、裏山の様子がおかしいとの通報があり、情報を集めた結果、その地区は避難しなければならないとの判断に至ったものでございます。

幸い人的被害はなく、翌日の朝には避難者の方は自主的に家に戻ることができました。

このことは、我々に重要なことを教えてくれています。

つまり、避難指示が出ていないからといって、決して油断をしてはならないということです。

気象庁も、我々地元の行政も、全ての自然現象を把握することはできません。

いつもと違う、何かおかしいなどと感じたときは、自分自身で判断し、早目に対策をとることが大切です。

そのようなときに避難する場所のことですが、一般に言われている避難所と避難場所は違ってきます。

我々が開設する避難所は、災害時に家に帰れない人々が生活を送ることができるよう、非常食や毛布などの最低限の準備をしているところです。

先日の台風時にも、多度津中学校体育館と白方小学校体育館に開設いたしました。

それに対して避難場所とは、家の近くにある公園や公民館など、災害時に身を守るためのスペースのことです。

津波のときには、少しでも早く近くの高い場所に避難する。

また、地震でさまざまな場所が崩れそうになったり、道路が寸断されたり、火災が起こったりしたときも、近くの安全なスペースを考えておくなど、家にいることが危険であると自身が判断したときに一時的に避難する場所のことです。

行政から指示が出ていないからといって何もしない、逆に避難指示が出たか

ら全員が行政の開設する避難所に行かなければならないといった考えでは、命は守れません。

まず、自分の安全確保をその場で行ってください。

次に、地域で安全を確保できない人を助けてあげてください。

自分たちで決めた避難場所に避難し、それが長期的になりそうだ、またその避難場所も危険かもしれないといったときに、行政が開設している避難所に移動をするというのがスムーズな避難につながります。

我々は、台風であれば、接近してくる何日も前から情報を収集して、タイムラインに沿って準備をしています。

また、それ以外の災害時でも、収集した情報から導かれた対応を皆さんにお知らせするようにしております。

避難対象地区と避難所名を入れた避難準備、高齢者等避難開始などの避難情報は、防災行政無線での放送、緊急速報メールでの配信、町ホームページへの掲載などで周知するようにしております。

また、テレビなどでもそれらの情報は見るできるようになっています。

先ほどの7月豪雨におきましては、職員と消防団員が協力して広報活動、また住宅一軒一軒に避難の呼びかけと、避難困難者を避難所まで搬送することで、無事に対象地区のほとんどの住民の方に避難してもらうことができました。

また、桜川の内水排除における作業におきましても、職員と消防団員、及び多度津町防災連絡協議会との協力により、一部道路の冠水はございましたが、大規模な浸水被害は起こりませんでした。

さらに、職員の水防体制の見直し、排水用エンジンポンプの購入など、さまざまな防災体制に係る改善を継続して行っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問いたします。

総務課長が3ページにわたって答弁されましたが、この内容は私ども議員もまだわかっていないところもたくさんございます。

我々議会の使命は、住民の方々に行政が行っている内容を事細かくわかりやすく伝えるのが我々の使命でもあります。また行政は、この内容を住民の方々にわかりやすく伝達するのも使命でございます。

住民が同じ意識を持ってはおりません。

また、災害の予知レベルも個人個人によって違いますので、今、総務課長がおっしゃられたことをいかに町民に伝えていくか、これからの課題だと思ひ

ますが、そこら辺についてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

総務課長（岡部 登）

ただいまの古川議員の再質問にお答えいたします。

町政報告会等、さまざまな行政と住民の方とのかかわり合いを持つ会がございます。

そういった席で、必ずそういったことに関しましては啓蒙啓発、そういったことを継続して行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議員（古川 幸義）

さらに質問をさせていただきます。

まず、防災無線で今、避難情報が報じられておりますが、いまだに聞こえづらく、町はこのシステムに多額の経費がかかっております。

やはり改良する必要があると思われま。

町民の皆さん方の声は聞いておりますが、まず伝達方法についても改良の余地があると思っておりますが、今後の改良点について答弁をお願いしたいと思います。

総務課長（岡部 登）

古川議員の再質問でございますが、確かにさまざまな気象条件のもとでは聞こえにくいというふうなことをお聞きしております。

ですので、男性の声ではなく女性の声にするとか、なるべく聞こえやすいように今現在は努力をしておるところでございますが、伝達方法につきましては、それ以外の方法、スマートフォンでありますとか、そういった若い方だけではなくて、今までそういったデジタルデバイスに対しては余り親しみがないような方に対しても、今までの電話による問い合わせでありますとか、そういったことができないか、今そういったいろいろな情報について検討しているところでございます。

以上でございます。

議員（古川 幸義）

さらに再質問させていただきます。

警報が赤い文字でテレビに、テロップっていうんですかね、映し出されるたびに思うんですが、近隣の市町は早くから警報とか避難勧告とか避難準備とかというのが出ておりますが、若干町民の皆さん方も常々思われてる、そういうふうな声もお聞きしますが、警報とか避難準備のテレビによる指示が、若干多度津町は遅いというふうに感じられますが、なぜ多度津町はなかなか出ないのか、またそれにはいかなる理由があるのか答弁をお願いしたいと思います。

います。

総務課長（岡部 登）

ただいまの古川議員の再質問にお答えいたします。

警報でございますが、警報はその市町に重大な災害が発生するような警報級の現象が、おおむね3時間から6時間先に予測されるときに気象庁が発表することになっております。

多度津町の場合、そういった気象条件によって警報が発表されるのが、ほかの市町に比べて少ないというのであれば、それは多度津町が恵まれているということではないかと思っております。

以上です。

議員（古川 幸義）

再質問ではありませんが、少し要望を述べさせていただきます。

避難指示、または避難勧告、避難準備、それを出すときに、行政側は余りにも早く出すと実際はその状況にならなくて、いわゆる空振りということもございます。

しかし、空振りも、住民の安全・安心を守るためには空振りする勇気も必要ではないかと思われま。

これは私の所感でございますので、余り気になさらずに、今後そういうふうな意見もあるということ踏まえて、指示のほうとか警告の発令のほうをよろしくお願いしたいと思います。

次に続きまして、2点目の避難所での対応はについて質問いたします。

避難所では、避難する年齢層や健康状態など、それぞれ個人差があり、介護が必要になる方もいると想定する中、避難所での対応はさまざまであり、避難者数が多ければ多いほど対応は難しく、避難所でのマナー、約束事も重要な事項となってまいります。

以前より質問しておりますが、マニュアル策定状況についてお伺いいたします。

総務課長（岡部 登）

古川議員の避難所での対応はについて答弁をさせていただきます。

避難所は、住まいを失い、地域での生活を失った被災者のよりどころとなり、また在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点ともなります。

そのため、議員ご指摘のとおり、避難者数が多ければ多いほど、プライバシーの確保など対応が難しくなると思われま。

東日本大震災の教訓を受け災害対策基本法が改正され、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針が策定されました。

その指針に基づき、内閣府は平成28年に市町村が取り組むべき災害発生時に

必要となる基本的な対応を事前に確認し、災害対応の各段階、準備、初動、応急、復旧において実施すべき対応をガイドラインとして取りまとめました。

チェックリスト形式であるこのガイドラインには、平時の運営体制の確立、発災後の避難所の運営、ニーズへの対応、避難所の解消までの4つに分類される19項目が記載されております。

本町では、幸いなことにマニュアルとしてそのガイドラインが使用されることはありませんでしたが、何が起こるのかわからないのが災害であります。今後も臨機応変に住民の方の安全・安心に向けて、万全の態勢を目指していきたいと考えております。

特に、これだけ台風が頻発するなど想定外の災害が続きますと、町民全員、常日ごろから災害時の対応を考え準備をしておくことがいざというときに助かる可能性を高くするのではないかと、より強く感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問をさせていただきます。

答弁の中に、チェックリスト形式であるガイドラインと答弁されておりますが、そのガイドラインとかマニュアルですが、住民にどういうふうに浸透、わかりやすく伝達されているか、またその内容とか中身はどういうふうな形で伝達されているのか、お伺いいたします。

総務課長（岡部 登）

ただいまの古川議員の再質問にお答えいたします。

直接その内容につきまして、それを記したものを広報に載せるとか、そういったことはしておりませんので、今後そういったことに関しまして取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議員（古川 幸義）

再質問いたします。

住民に対して、まだそういうふうなガイドラインは作成されてないと、いや、作成中ですか。

実は、ガイドラインとかマニュアルについて、私はこう考えております。

避難所での取り決めは、非常に大事であると思います。

避難所に来ている人々は、緊張と不安の中で敏感になっていると思われま

す。中には、誤って飲酒された方や大声を発する方、ペットを連れ込む人など、数々の取り決めは必要とされます。

高齢者、乳幼児を抱えた保護者、病弱な人々を安心させる措置も必要となりますが、それはどうやってそういうふうマニュアルとか取り決めとかというふうにされていくか、お考えがあればお聞きしたいと思います。

また、プライバシーの保護などの配慮を必要とする対応が必要とされますが、そのあたりを答弁お願いいたします。

総務課長（岡部 登）

ただいまの古川議員の再質問にお答えいたします。

7月の豪雨災害のときにも被災地を視察された方とかいらっしゃるとお聞きしておりますので、そういった方のご意見もお聞きしながら、万全の態勢について目指していきたいと考えております。

以上でございます。

議員（古川 幸義）

次の質問に入ります前に、1つ要望がございます。

災害はいつやってくるかわかりません。

この間の西日本の豪雨災害でも、南に南下して40キロ余りのところで、本町にも同じような被害があらわれるように、私も想像いたしますと本当に身の毛のよだつ思いがいたしました。

また、私が被災地を見ましたのは、岡山県の真備町の有井というところでございますが、地形が金倉川の天井川とよく似ておりまして、こういうふうな状況を見ますと、本町にそういうふうな事態が全然起こらないとも限らない。

いつか本町もそのような事態が起きる、そのときに災害マニュアルとか、そういうものを準備しておくことによって、慌ただしい処理を迅速にこなしていくことができまして、住民の方は安全と安心されると思われまますので、そこら辺を行政側に強くお願いして要望といたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

警報と学校の判断基準について、大雨や暴風などの警報が発令された場合の休校や下校措置については、現在、法令の根拠はありません。

しかし、学校の場合は、幼児、児童・生徒の安全確保の観点より、当然のこととして、教育委員会があらかじめ基準やマニュアルを作成の上で運用がなされていると思います。

それに加えて、近年想定を超えた気象状況が多発し、甚大な災害が発生している状況を踏まえ基準やマニュアルを見直しされているとお察しいたしますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

教育長（田尾 勝）

古川議員の警報と学校の判断基準についてのご質問にお答えします。
教育委員会では、台風等、各種警報発令時の対応についてを作成し、マニュアルとしています。

それに基づき、例えば午前6時の時点で警報が出ていれば自宅待機。
幼稚園、小学校ならば、午前9時の時点で警報解除になれば登校というような行動がとれるようにしております。

判断の基準があることによって、学校も保護者も共通する行動をとりやすいというメリットがあります。

議員がおっしゃるように、想定外のこと、また校種、校区によって、登下校の状況とか保護者の送迎とか配慮すべき点がある点があるということも踏まえて、マニュアルの一部を修正したり、細則をつけ加えたりしております。

また、緊急時の臨機応変な対応が必要な場合、子供の安全を第一に考え、教育委員会の指導助言のもと、各学校の裁量にて速やかに対処できるようにしております。

また、平成27年度より、すぐメールを学校の伝達手段として活用しております。

保護者の皆様のほぼ100%の方々が登録しており、学校から保護者の皆さんへ一斉に連絡するのに役立てています。

緊急時などの対応に関しての大切な情報を、学校が素早く発信することが可能になっております。

今後もマニュアルでできる限り対応することになりますが、一方ではマニュアルについては絶えず見直すことはないかを検討していきます。

また、緊急時には保護者に役立つような情報となり、貴重な伝達ツールである一斉メールを適正に利用し、子供の安全を確保していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問いたします。

教育委員会のほうは、学校長の判断基準にお任せしていると答弁されました。

私も、質問の中にはっきりとは書いておりませんでした。幼児のほうもこういうふうに記載されておりますので、この場をおかりしまして、健康福祉課長、保育所の対応についてもあわせて質問いたしますので、よろしく願いいたします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

古川議員の再質問にお答えいたします。
本町にある6つの保育所は、ご存じのとおり全て民間でございます。
ですので、教育委員会のような共通したマニュアルはございませんが、各保育所で規定されたものがあると聞いております。
また、月に1回、保育所長会を開催しておりますので、その中で課題だったり問題があれば話し合いをして決めております。
また、警報発令時には、基本的にはどの園も自宅で保育をお願いしているということでございます。
ただし、給食につきましては、各保育所で独自に調理をしておりますので、それぞれ何時までに警報が解除になれば提供するというような細かいことにつきましては、それぞれが園で作成しているというふうに聞いております。
以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

急に健康福祉課長のほうへ、幼児というだけで通告もせずに質問いたしまして大変失礼しました。
しかし、詳しい答弁、これは本当にすばらしいと思います。
常に健康福祉課長がそういうような自覚を持っておって、そういうような伝達指導に当たられとるということがよくわかりました。
それでは、再質問いたします。
まず、教育長にお伺いしますが、自宅待機または登校させる場合で途中で下校をする場合に、給食センターは今は多度津町で給食センターが独自でやっております。
ですから、伝達準備っていうのは同じなんですけど、今後1市2町で給食センターが統合されます。
そのときには、各市町によって警報とか避難準備とか、そういうものが違ってまいります。
このとき、統合された給食センター側は改正が大きいですね。
そういうときに、多度津町としてどういうふうに伝達を改良していくのか、またこれは、こういうふうな問題が懸念されるなと思うところがあれば、お答え願いたいと思います。
これは、教育長と申しましたが、教育課長でも結構です。
答弁よろしく願いいたします。

教育長（田尾 勝）

古川議員の再質問にお答えします。
今現在も警報等の出方等について、1市2町で、多度津町では警報が出ているけれども善通寺市では出ていないという場面が今までもありました。

恐らく、そういうことが今後も当然起きてくると思います。

また、そのときの給食の対応についても確認したところ、やはり対応が何時の時点で判断するとか、今回は給食をここまでで判断するとかというようなことは、対応の仕方も違っておりました。

ですから、子供の安全をまずは一番に考えて、給食の供給の仕方について1市2町で今後検討していくと同時に、SPCとも相談しながら進めていきたいなというように思います。

大きな問題だと認識しておりますので、早急に検討していきたいと思いません。終わります。

議員（古川 幸義）

まだまだ再質問たくさんございましたが、時間が参りましたので、最後に述べさせていただきます。

最後になりましたが、近年、災害が起こった後で、想定外の被害でありましたというコメントはよく耳にしますが、災害による被害は誰も未然に予測するものではありません。

起こり得る被害を未然に防ぐためには、たとえ予防策が空振りに終わっても、それは住民の安全・安心のために必要なことではないでしょうか。

また、財政のほうも来るべき嵐にならないように、今後とも丸尾町長、よろしくお願い申し上げます。

これで古川幸義の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって8番、古川幸義議員の質問を終わります。

次に11番、渡邊美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。11番、渡邊美喜子、一般質問させていただきます。

一問一答方式でございます。

児童虐待防止対策についてと、1市2町学校給食センター職員の雇用について、以上2点でございます。

1点目は、児童虐待防止対策についてであります。昨年の12月末までは善通寺に居住し、その後東京目黒区に引っ越し、管轄が香川県から品川児童相談所となりましたが、児童相談所が面接できないうちに両親から虐待され、3月に5歳の女の子が死亡するという最悪の結末となりました。

虐待の悲惨さや、もうおねがいゆるして、覚えたばかりの平仮名で両親へのメッセージが書かれ、多くの方々が心を痛め、世の中に大きなうねりが起きています。

全国では、児童虐待が2017年に虐待の相談、通告を受けて対応した件数は13万3,778件で、香川県では1,181件、どちらも過去最高とされています。全国において、児童虐待で死亡したのは80人、何とも言いようのない気持ちになります。

189、児童相談所全国共通ダイヤル、いち早く、無抵抗な児童への虐待、二度と起きてはならない痛ましい事件に、私たち地域の一員として社会全体で取り組んでいかなければならないという思いで、今回の一般質問に取り上げました。

質問に入ります。

本町の児童虐待の件数と推移について伺います。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の児童虐待防止対策についてのご質問にお答えをしてみたいと思います。

まず、本町の児童虐待の件数と推移についてでございますが、市町別の虐待相談件数の統計はありませんので、仲多度郡内での件数となります。

直近5年間の虐待相談件数は、平成25年度31件、26年度31件、27年度48件、28年度51件、29年度には70件と、平成27年度以降、急激に増加をしております。

県下の状況を見てみますと、香川県子ども女性相談センターと西部子ども相談センターにおける平成29年度の対応件数は、過去最高であった前年度の959件からさらに増加し、1,181件となりました。

推移についてでございますが、平成23年度から25年度にかけては500件前後で微増でしたが、平成25年8月に子ども虐待対応の手引きが改正になったことにより、子供の面前で行われるDVや夫婦げんかも心理的虐待として捉えるようになったため、平成26年度には前年度比32%増の727件に上り、その後も急激にふえております。

今年度につきましても、議員がおっしゃられました東京都目黒区での事件を受けて多くの相談が寄せられております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

虐待件数は、今答弁のほうでは70件ということで、ますますふえてくる傾向にあるんじゃないかということをおっしゃいました。

参考までに、丸亀市におきましては422件、前年度が363件、16%の増加ということですね。

そこで、続いて次の質問に入ります。

虐待の内容、対応や経緯について伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

虐待の内容、対応や経緯についてのご質問にお答えいたします。

昨年度の県の対応件数、1,181件のうち、心理的虐待が677件と一番多く、続いて身体的虐待が298件、続いてネグレクト、いわゆる養育放棄ですが、これが192件、性的虐待14件となっております。

また、主たる虐待者では実父が最も多く、47.2%を占め、続いて実母が39.1%、実父以外の父が10.5%となっております。

平成26年度以降、男親による虐待件数が女親を上回っていますが、先ほど町長が申し上げましたとおり、子供の面前でのDVによる通告の増加が一因と考えられます。

虐待を受けている児童を年齢別で見ると、どの虐待も小学生が一番多く33.5%、続いて3歳から学齢前が25.0%、3歳未満が18.5%で、小学生までの幼児、児童が全体の77%を占めております。

また、対応と経緯ですが、虐待ケースについて通告がある経路としましては、警察が約60%、県、市、町、学校、医療機関等の公の機関からが約30%、家族や知人、近隣住民からの通告も10%程度ございます。

警察からの児童相談所への通告の増加は、全国的な傾向ではありますが、香川県におきましては、昨年3月27日に県警本部との間に児童虐待事案における情報共有に関する協定を締結し、緊密な連携を図っていることも増加の要因であります。

本町のケースの対応については、通告があった場合、48時間以内に訪問等を行い、第一に子供の安否確認と初動調査を行います。

その情報をもとに、課内で対応を検討した後、子供の生命にかかわる緊急度の高いケースにつきましては、西部子ども相談センターへ通告いたします。

子供の生命に危険はありませんが、介入や支援が必要なケースに関しましては、要保護児童対策児童部会の虐待ケースとして登録し、定期的に支援方法の検討や見直し、各関係機関との連携を図りながら、子供の安全確保に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

虐待の内容とか対応、経緯につきましては、よく理解ができました。

その中で、通告のあった場合は48時間以内に訪問、そして安否確認、初動調査ということで、このような対応によりまして悲惨な事件が防止できる、予防できると、そのように思います。

そこで、次の質問に入ります。

専門性を持つ職員の配置や研修会について伺います。

健康福祉課長（富木田 笑子）

専門性を持つ職員の配置や研修会についてのご質問にお答えいたします。
香川県では、昨年度より要保護児童対策調整担当者研修会を開催しており、要保護児童対策の強化を図っております。
研修会を終了した調整担当者の配置につきましては、本町では1名配置しております。
しかし、県内の状況を見ても、2名以上配置している市町は、17市町のうち13市町となっておりますので、本町におきましても今後計画的に研修を受講、終了してまいります。
また、東京都目黒区の事件を受け、国が示した児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の中で、子供とその家族、妊産婦を対象に、育児に関する相談対応や訪問等による継続的な支援を行う拠点として、市町子ども家庭総合支援拠点の整備や市町における相談支援体制の強化について盛り込まれておりますので、今後本町におきましても保健師や社会福祉士、児童家庭相談員等の専門職の配置に努めてまいります。
以上、答弁いたします。

議員（渡邊 美喜子）

再質問ということで、町長さんにお伺いします。
専門性を持つ職員の配置ということでございますが、虐待だけではなく、子供の発育に関する相談とか、障害、非行、不登校などの相談、支援にも対応してるとお思います。
ほとんどの町だけではなく、よその児童相談所を初め、自治体もこの虐待というよりその他の業務が多過ぎるということをよくお聞きします。
また、職員不足が指摘されております。
先ほどの答弁の中に、多度津町は1名、17市町のうち13市町が2名以上ということでございます。
児童虐待発生予防、そして虐待発生時の敏速、的確な対応、これにはやはり専門職の配置、さらなる体制の充実とか強化が必要と思われまます。
専門性のニーズをふやすこと、どのように考えておられますか。
町長さん、よろしくお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

ただいまの渡邊議員のご質問に対しまして、私の見解、思いを述べさせていただきます。
児童虐待ってというのは、絶対にあってはならないことではありますが、いろいろと特に教育長のほうからも事案を聞くことがあります。
そのときは、やはり胸が痛む思いになりますけども、どうすればこれを解決

できるのか。やはり一番の問題は、家庭内じゃないかなと。

地域、そして学校、その連携が非常に大事ではないか。

そういう考えでいきますと、保育所もまた地域の中で子供たちを守っていくということ、これが非常に原則として大きなことではないかなと思っています。

その上で、加えて、私ども行政のほうでも今も既に、虐待ということに限ってではないんですが、子供たちというのか、また保護者の方、妊娠期から幼児期に至るまでの子供の支援を今行っております。

そういう保健センターの1室でそういうことも、母親と子供が集まって、今包括支援センターの中で業務を行っております。

そういうところにも来ていただいて、そしてお互いにお母さん方も横のつながりを持っていく、そういうコミュニティーをつくっていくことが大事ではないかなと。

その手助けを町のほうでも一生懸命やってまいりたいと思いますし、もしそういう児童虐待が起こらないように、今のように17市町の中で13市町が2名配置してるということでありますので、私どもも職員数が少ない中ではありますが、そういうふうなこと、2名体制に向けてこれからも尽力をしていきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

議員（渡邊 美喜子）

今後は本当に虐待、子供の問題等はますます増加する傾向にあらうかと思えます。

ここは窓口ということでぜひとも職員の配置、増員をお願いしたいと思っておりますので、お願いいたします。

続いてでございますが、虐待対応マニュアルはありますか、伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

虐待対応マニュアルはありますかとのご質問にお答えいたします。

平成29年3月に厚生労働省が示した市町村子ども家庭支援指針に則って子供の権利擁護や虐待対応に当たっておりますが、今後は本町の実情に応じた独自の児童虐待対応マニュアルの作成を検討しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

早急にマニュアルをつくっていただければというふうに思います。

また、できたものができたら、私のほうにも参考になりますので教えていただければ、見せていただければというふうに思います。

続いての質問です。

今後の虐待防止対策について伺います。

健康福祉課長（富木田 笑子）

今後の虐待防止対策についてのご質問にお答えいたします。

本町におきましては、これまでも妊娠から子育てまで切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターを設置したことや、赤ちゃんが生まれた家庭への全戸訪問により、子育て中のお母さんの支援や気になる家庭の早期発見に努め、こども支援係と教育課等の関係機関で情報共有を行ってまいりました。

今後は、これまで以上に連携を強化するとともに、保育所や幼稚園に通っていない未就園の子供や、乳幼児健診を受けていない子供についても追加で把握し、虐待の早期発見、早期対応に努めてまいります。

また、目黒区の事件から気になるケースの転出、転入時には、関係市町との情報共有を密にし、切れ目のない支援につなげてまいります。

さらに児童虐待防止に関するパンフレットの配布や、ポスターの掲示等を行い、広く周知啓発に努めるほか、民生委員、児童委員や自治会長、地域の皆様との連携により、地域での見守り体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今後の虐待防止対策ということで、子育て世代包括支援センター、また赤ちゃんが生まれた家庭を家庭訪問、全戸訪問するということは、本当にこれは素晴らしいというのか、早期発見、また早期の対応になるということを確認しております。

多度津町の子育て世代包括支援センターは2020年までということ聞いておりますが、本当に早期に設置していただいたり、また全戸訪問赤ちゃんのこんにちはっていう部分も本当に素晴らしい。

今後は大いに期待できる分野ではないかというふうに思っております。

そこで、再質問をいたします。

3月に悲しい、痛ましい事件が起きました。

これは、児童相談所でも把握されていたのにもかかわらず、悲惨な事件が起きた。この要因につきまして専門的な立場から伺いたいんですが、幾つか要因があらうかと思いますが、よろしく願いいたします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

渡邊議員の再質問にお答えいたします。

東京都目黒区の痛ましい事件につきまして、その要因はということでございますが、新聞報道でもありましたとおり、香川県善通寺市にお住まいであったときには2回児童相談所が一時保護しておりましたが、その後両親のかかわ

りに変化が見られるなど家庭環境が改善されたとの判断によりまして、2回とも一時保護が解除されております。

家庭に戻った後は、児童相談所並びに善通寺市が面接等について細かい取り決めを行い支援しておりましたが、東京への転居に伴い、東京都の品川児童相談所へ電話と書面で引き継ぎを行ったとのことです。

香川県側からは、緊急性の高い案件であると強く主張したにもかかわらず緊急性の認識に違いがあり、転居後幼稚園等へ通うこともなく、また就学前の健診も欠席しており、安全確認ができないまま、また児童相談所が訪問しても会えない状況が続き、事件が発生したということであります。

今回の事件を受けて国は緊急対策として、子供の安全確保を最優先する必要な場合には躊躇なく介入することや、子供の安全確認ができない場合には立入調査を実施する。

そして、リスクが高い場合は躊躇なく一時保護するなど以前よりも強制力のある介入に取り組むことが示されました。

また、ケースの引き継ぎルールとして、緊急性の共通認識のため電話や書面での引き継ぎではなく、対面による引き継ぎを行うことを原則とし、さらには児童相談所及び市町村の支援体制の専門性を強化し、効率的な役割分担や情報共有を図ることも示されております。

本町におきましては、今年度よりこども支援係が新設され、以前にも増してきめ細かい相談支援を行っております。

今後は専門職の配置や関係機関とのより一層連携を強化し、虐待防止に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

以上で虐待防止対策について質問は終わりますが、いつも子供は町の宝ですとよく言われておりますので、その部分もしっかりと頭に入れて、私たちも地域の一員として頑張っていきたいと思っておりますので、また今後とも町のご支援等もお願いしたいと思います。

それでは、2点目に入ります。

2点目は、1市2町学校給食センター職員の雇用について伺います。

7月24日に学校給食センターの建設工事安全祈願祭が実施され、来年の8月供用開始に向けて建設が進んでいます。

そこで質問をします。

現在、本町の給食センターに勤務している職員等の今後の雇用について伺います。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の現在本町の給食センターに勤務している職員等の今後の雇用についてのご質問にお答えいたします。

1市2町学校給食センターで勤務する職員につきましては、その要求水準書において現施設の調理従事者に対して、建設期間中の早期に雇用に係る説明会を実施することや、従事者の意向を聞き再雇用の意思があるものについては、積極的な配慮を行うことなどを記載してございます。

そのようなことから、去る7月20日に株式会社東洋食品より本町の給食センター職員を対象に雇用説明会が開催されました。

説明会では、新センターの施設概要、開業までのスケジュール及び運営にかかわる業務全般、調理員、配送員、事務員、清掃員等について勤務条件等の説明、質疑応答がありました。

開催に当たり、まず現在1市2町で雇用されている方は優先雇用する旨の説明があり、このことにより、現職員の希望に沿った雇用の確保はできると考えてございます。

今後のスケジュールといたしましては、新センター勤務希望者は、履歴書を提出し、面接の後、10月末から11月上旬に内定の予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

面接を行ったということで、雇用説明会が開催された。

希望者は何名だったかご存じでしょうか、多度津町。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の再質問にお答えいたします。

面接につきましては、今月の末ごろを予定していると聞いてございます。

その際に、面接希望者につきましては11名が希望していると聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

11名の方が希望されてるということで。善通寺は10名なんですよね。

正直言ってこの11名ということに、最終の雇用っていう部分ではないんですけども、11名の方が希望されてるということに、すごく感動したというのか、本当にうれしくなりました。

低賃金で、そして非正規ということで頑張っておられると思うんですけども、そこで次の質問に入ります。

処遇についてでございますが、正規社員比率の改善、現行の賃金水準の確保、労働条件など、町として重要な責務であり、運営法人株式会社東洋食品に求めるべきと思いますが、見解を伺います。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の職員の処遇についてのご質問にお答えいたします。

正規社員比率の改善については、株式会社東洋食品の社内規定もあろうかと思いますが、正規社員については資格を有するものであることとされております。

また、今後資格取得者には社員登用制度もあり、能力次第では総括責任者まで登用が可能であります。

賃金につきましては、一部社内調整と聞いておりますが、現行賃金は満たすよう要望してございます。

各種手当につきましては、退職金制度、資格手当、給食費補助等優遇された面もございます。

今後とも1市2町で協力し、運営企業と協議することで職員に労働条件等の不安が生じないよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

同法人から示された新センターの社員数は、正規社員が13名、配送社員が8名、パート社員が25名というふうになってると聞いております。

配送社員を除くと、正規社員の割合は3分の1ということでございます。

また、三豊市の学校給食センターでは、民間委託する際に現行の賃金、労働条件を下回らないよう確認し、結果希望者全員が雇用されたと聞いております。

正規社員比率の改善、そして現行の賃金、労働条件の確保を運営法人東洋食品に求めるべきではないでしょうか。

それも、今日まで非正規ということではほとんどの方がこの何年かで非正規職員のみで調理業務をされております。

その実績とか貢献度は非常に高いと思われれます。

多くの子供たちから、皆さんからおいしい給食を提供してくれたということで、そういう意味も含めまして、ぜひとも東洋食品には正規社員比率の改善を町として責任を持って求めていただきたいと思いますと思っております。

確かに、資格を持たなければならないという部分も言われましたが、資格というのも大事かも知れませんが、新センターに雇用される、何名の方おいでと思っておりますが、ぜひとも正規社員が13名という枠がございまして、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

町の見解をお聞きします。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の再質問にお答えいたします。

今後とも採用された本人の希望もあろうかとは思いますが、1市2町で協力しながら、運営企業と協議することで労働条件等の不安が生じないよう取り組んでまいります。

また、再度雇用されたパート職員につきましても、東洋食品内で資格を取得するための研修等々もあるやに聞いておりますので、そういった形で希望者には資格を取っていただいて、また正規社員への道も切り開かれるのではないかと考えておりますので、今後とも協議のほうを進めさせていただきたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ぜひとも東洋食品のほうにはよろしくお願ひしたいと思っております。

再質問です。

東洋食品に関しまして、入札して東洋食品が落札されたと思うんですけども、その件について、何件入札があったのか。

そして、東洋食品に入札がおりたことに対してのポイントというんですか、決められたことについてのポイント等ありましたら、質問でございますが、よろしくお願ひいたします。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の再質問にお答えいたします。

今回の1市2町の学校給食センター整備運営事業につきましては、2つのグループからの応募がございました。

そのグループに対しましてプロポーザル方式による採点等々を行った結果、整備費用に関することとありますとか、施設の内容、運営の状況等々を判断した結果、今回は東洋食品を中心とするグループが落札したという結果になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

東洋食品に入札がされたということ、多度津町のホームページで調べてわかったんですけども、できましたら委員会でそのことについて、概要をね、説明していただければというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

これをもちまして渡邊美喜子、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって11番、渡邊美喜子議員の質問を終わります。

ここで、休憩に入ります。

再開は10時40分にしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

議長（志村 忠昭）

そしたら、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

2番、塩野拓二君。

議員（塩野 拓二）

失礼いたします。2番、塩野拓二です。

町有財産の有効活用についてと、多度津町の観光振興についての2点、質問させていただきます。

1点目、町有財産の有効活用についてです。

丸尾町長は就任当初、財政状況が非常に厳しく、財政の健全化を大きな政策目標に掲げられていたと思ひます。

そのためには効率的な行政運営を行うことはもとより、歳入をふやすことが重要であり、町有財産を有効活用して収入をふやさなければならないとおっしゃっていたと思ひます。

町長の就任当初から現在までは、財政健全化の指標はよくなり実績としてあらわれていると思ひます。

多度津山サッカー場跡地に建設が進んでいるパン粉製造で西日本最大手のクラウン・フーズの誘致、早期のソーラー発電稼働など、町有財産の有効活用は着実に積み上げてきてると思ひます。

そこで、町長就任後、町有財産を有効活用して町の収入をふやした他の事例と、今後の展望をお聞かせください。

町長（丸尾 幸雄）

塩野拓二議員のご質問の町有財産の有効活用について、答弁をさせていただきます。

歳入確保に大きな効果がある町有財産の有効活用につきましては、不動産の売却や、貸し付けが主なものとして挙げられます。

平成23年から平成29年度までの実績といたしましては、不動産の売却収入が4億1,500万円強、貸付収入が7,600万円強、総額で5億円弱の収入となっております。

売却収入の主なものといたしましては、多度津山サッカー場跡地、旧多度津福山フェリー用地、旧多度津山開発用地などが挙げられます。

また、今年度は今回の補正予算に計上してありますように、桜川1丁目の不動産を5,500万円強で売却をいたしました。

貸し付けにつきましては、メガソーラー施設用地等により、毎年1,200万円程度の収入があります。

また、平成27年度からはインターネットオークションを活用して不要となった非常用発電機や消防車両などの売却を行っており、400万円弱の収入を得ております。

通常処分費用を要するものが売却により大きな収入となっておりますので、今後も不要備品の売却を行ってまいります。

不動産につきましては、現在所有している町営住宅用地や、国鉄清算事業団から購入した土地等を有効活用するとともに、公共的利用の見込めない土地につきましては売却するなど、財産の利活用を図ります。

また、未利用地の処分につきましては、一時的な売却益が見込めるだけでなく、固定資産税等の安定した税収入の確保が図られるとともに、資産管理に係る経費の削減が見込めますので、今後も積極的かつ計画的な対応に努めてまいります。

このようなことは、私が町長に就任させていただくとき、先ほど古川議員のご質問にもお答えをいたしました。新たな財源を生み出すことが非常に大事になるという施策の中でのことでもありますので、今申し上げましたような町有財産の有効活用にとどまらず、地域の商品を全国に発信できるという利点を備えたふるさと納税の推進や、町内創業者の支援等による地域の活性化を通して、町有財産以外の歳入の増加も積極的に推し進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（塩野 拓二）

ありがとうございます。

庁舎、福祉センターの移転、改築と大きな事業を控えています。

また、少子・高齢化による医療費の増加など財政を圧迫することばかりです。

引き続き町有財産を有効活用するとともに財政の健全化、改築、整備、修繕に係る費用の節約を要望しておきます。

続きまして2点目、多度津町の観光振興についてお伺いします。

多度津町では、たどつ輝き創生総合戦略掲載の人口減少対策の一環として、28年度よりタウンプロモーション事業に取り組んでいます。

実際に町内で地域おこしなどの視点から、さまざまな活動が行われている方や情報発信等に関して知識と経験をお持ちの方で構成される多度津町タウンプロモーション懇談会と町役場の若手職員ワーキンググループが一緒になっ

てまねきねこ課を立ち上げて取り組みを進めていると思います。

そこで、タウンプロモーション事業の活動実績と成果をお聞かせいただきたいと思います。

政策観光課長（河田 数明）

塩野議員の多度津町の観光振興についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問の中にありますとおり、タウンプロモーション事業は当初多度津町タウンプロモーション懇談会と若手職員のワーキンググループという2つの組織が協力する形で進めておりましたが、平成28年度末に多度津町タウンプロモーション戦略を策定し、さらに平成29年4月1日には官民が一体となって共通のテーマに取り組むことができる組織であるまねきねこ課を設立しております。

まねきねこ課が本格的に活動を始めた昨年度は、大きく3つのプロジェクトが実際に動き出しております。

1つ目は、たどつ桜たんたんプロジェクトでございます。

多度津町において大きなイベントのない寒い季節にもたくさんの方に多度津町へ遊びに来てもらいたいという思いから生まれたこのプロジェクトでは、本年2月11日にたどつ桜たんたんページェントというイベントを桃陵公園で開催しております。

四国初のLEDスカイランタンを使ったイベントということもあり、当日は延べ7,000人の方が県内外から桃陵公園を訪れてくださいました。

2回目の開催日も既に本年12月1日に決定しているということで、今後多度津町の冬のイベントとして定着していってもらえたらと期待しております。

2つ目は、弁当というツールを使って、多度津町の食の豊かさ、魅力を伝えていこうとするたどつの魅力まるごと弁当プロジェクトです。

昨年度はワークショップや、試食アンケートなどを行う中で、町の特産品などを使ったお弁当の試作品第一弾ができ上がっております。

本年度はお弁当の試作品、製作、販売に向けた検討を進めつつ、少し視野を広げて多度津の新しいグルメ開発にも取り組んでいるようでございます。

3つ目は、SNSなどを活用した情報発信を行っているたどりつけたどつプロジェクトです。

ここまでご紹介させていただきました2つのプロジェクトに関する最新情報の発信に加えまして、製作したオリジナルのフリーペーパーなどをプロモーションのメインターゲットである岡山県で配付したり、中讃ケーブルビジョンと協力して多度津の魅力を伝える番組多度津クエストを制作するなど、精力的な情報発信を行っております。

情報発信に使用しているフェイスブックページは現時点で1,600人以上からのいいね、インスタグラムアカウントも1,000人以上のフォローが集まっており、情報発信力が徐々に強化されているように感じているところでございます。

タウンプロモーション事業の最終的な目的は多度津町への移住・定住の促進でございます。

多度津のことを知ってもらい実際に来ていただいて、さらに住んでいただくには事業効果を確認しながら、中・長期的な視点に立ってプロモーションを継続していくことが重要であり、それが多度津町の明るい将来につながると考えておりますので、今後ご理解とご協力をいただくことをお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（塩野 拓二）

ありがとうございます。

2つの組織が連携して多度津町を発信、盛り上げている、やはり組織の中で話し合い、楽しみながら新しいことに挑戦することからすばらしいアイデアが浮かんでくるのだと思います。

3つのプロジェクトのネーミングも格好よく、引き続き多度津の明るい未来につなげてほしいと思います。

2つ目の質問の2点目、最近では本通商店街の活動が話題で、合田邸ではファンの有志が手作業で屋敷の手入れを行ったり、塩田邸でも一般開放の取り組みが行われています。

てつや、そして清水温泉の改装、カフェをオープンしたりと、民間の有志の取り組みが話題を集めています。

町として何かお手伝い、支援することも重要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問の答弁をさせていただきます。

本町では平成28年度より多度津町空き家等を活用した地域創生事業補助金の制度を施行し、町内に所在する空き家及び空き店舗を活用し、移住・定住または地域内外における交流を促進する地域創生事業を行う団体に対して補助金を交付することにより、地域活性化を図っております。

議員のご質問にあります、合田邸には補修及び見学会に対しまして平成28年度に補助金を交付し、イベントなどへ参加しております。

旧塩田邸を利用してお総菜屋には改修費及びイベント経費、旧清水温泉建屋を利用したカフェには改修費に対して補助金を交付しております。

今後も本町の活性化及び地域創生につながるよう民間団体に対しまして、継

続した支援に努めるとともに、官民連携を図りながらまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが答弁とさせていただきます。

議員（塩野 拓二）

ありがとうございます。

民間の有志たちは、手弁当で多度津のために頑張っている団体がたくさんあります。

補助金での支援も大事ですが、多度津町の職員の方々も自発的にボランティア活動をしていただけるようお願いしたい、期待をしておきます。

続きまして、2点目の3番目、町も民間有志の方々も頑張っていると思いますが、多度津町の観光振興を進める上ではもう少し売りがなければならぬと思います。

他市町の例をまねたような従来型の観光では、建物や溪谷、滝などの自然景観などの名勝地めぐりでしたが、今はそれだけではだめなようです。

食でも名物にうまいものなしなどと言われ、観光客は満足しないようになっています。

多度津町にはオリーブやカキなど特産物があります。

単発で売り込むだけでなく、加工品やストーリー性など工夫も必要だと思います。

先日、とある団体で愛媛の内子町の町並みを散策しました。

私は、10年ほど前にも1度行きましたが、そのときは多くの観光客でにぎわい、人を避けながら散策したのを覚えています。

しかし、今回は日曜日ながら人がおらず閑散として、あいていないお店もあり、こうも変わるものかなと思いました。

町並みをつくり人を呼ぶのも難しい。継続する大変さを実感しました。

多度津町の観光振興として名物や町並み、既存の観光名所も含め、どのように多度津町を売り込んでいこうとしているのか。

また、教育委員会が国の伝統的建造物群保存地区の指定の取り組みをされていると聞きました。

進捗状況も含めてお伺いをいたします。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問の答弁をさせていただきます。

議員の言われるとおり、現在観光を取り巻く環境は変化しており、従来型の観光は全国的に下火となり、かわってサイクリングツアーや農業体験ツアーなど、非日常的な体験ができる体験型観光が大きな注目を集めております。

多度津町におきましても、佐柳島が猫の島として有名になり、地域おこし協

力隊隊員による旧佐柳小・中学校の校舎をリノベーションしたホテルが平成29年8月にオープンしたこともあわせて、日ごろ体験できない多くの猫との時間を過ごすために、平日、休日を問わず、島へ向かう観光客を見かけることが多くなってきております。

また、先ほどからのご質問や答弁にありました民間団体による合田邸や清水温泉のカフェなど、古民家を活用した取り組みや、まねきねこ課にて実施いたしましたたどつ桜たんページェントなどに、県内はもとより県外からも観光客が訪れているところでございます。

このような新たな観光資源だけでなく、従来より行っております多度津町観光協会主催によるたどつさくらまつり、たどつ夏まつりにおきましても、本通商店街や西浜地区の連携、また町内企業の外国人実習生による国際色豊かな屋台の出店など、新たな取り組みを実施しておりますところでございます。

食に関しましても、蒼のダイヤなどのオリーブ製品、白方かき、ミニトマト、アスパラガスといった特産品を使った新たなメニューをつくり出すため、調査研究、試作を繰り返しながら、町内の多くの特産品事業者が参加することのできる新たな商品の開発を促進しているところでございます。

しかしながら、これらの観光資源は現在連携されておられません。

今後は観光資源をより有効に活用するため、それぞれの観光資源を点でなく面で捉えて連携を強化することにより、多度津町に行けば、見て、食べて、体験ができるという観光につながるものと考えており、観光客の皆様にはリピーターとして何度でもお越しいただける町を目指し、民間団体と連携し、官民一体となった観光政策を行ってまいります。

また、香川県は外国人観光客の増加率が全国1位でございます。

町内でも外国人観光客を見かけることが珍しくなくなり、有名観光地以外でもインバウンド対策が急務となっておりますので、今後はインバウンド対策にも取り組んでいくことも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

塩野議員の国の伝統的建造物群保存地区についてのご質問にお答えいたします。

本町の本通等には、今も伝統的町並み、建造物が残されています。

それらは、近世、近代の多度津町の歴史を知る上で大切な文化財と風致を残しているかけがえのない町並み、建造物であります。

しかし、ライフスタイルの変化、建物の老朽化によって古民家の取り壊し、建てかえが相次ぎ、貴重な町並みが失われつつあるのも事実です。

こうした中、教育委員会では伝統的建造物群保存地区の制度を活用して、改

めて町並み、建造物等の現状を調査し、その価値を見出すことで保存と活用の方策を検討し、多度津の魅力あるまちづくり、安心して住み続けることができるまちづくりを進める一助となりたいと考えてございます。

そのため、昨年度、今年度の2年をかけて学術調査を行うため、香川大学、徳島文理大学、高知高専の先生、町の文化財保護委員、住民代表らによる調査委員会を組織し、そのもとに調査員を位置づけ、文化庁や県教委の指導、助言も受けながら調査を推進しているところであります。

現在は、周囲から望見できる建造物の外観調査である1次調査、伝統的町並みを特徴づける建物であると見込まれる主要な家屋等の詳細調査である2次調査を経て、調査報告書にまとめていくという段階となっております。

このことによって、本通等の伝統的町並みがどのような形成過程で生まれ変遷したか、どのような特徴を持つのか、そしてどのような文化財的価値があるのかを明確にし、それを受けてどのように保存活用すればよいのかの方向性を見出すことができると考えてございます。

今後、重点が保存と活用の段階に移行することになりますが、今まで以上に各課の連携、協力を図るとともに、住民の方々のご理解とご協力が必要になると考えております。

また、議員の皆様にもご意見を賜りながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（塩野 拓二）

ありがとうございます。

1点、再質問です。

伝統的建造物群保存地区の制度を活用ということですが、指定を受けるための調査報告書をつくったりするための制度なんですか。

それとも、指定を受けた後の制度なんですか、制度というのは。

教育課長（竹田 光芳）

塩野議員の再質問にお答えいたします。

今回の伝統的建造物の保存地区の調査報告書をまとめ、多度津町が伝統的な建物群であるということをもとめた報告書をつくって、それを国が重要であると認めたときに、重要建造物群保存地区っていうことの指定を受けることとなります。

まずは多度津町が、ここが重要な建物群であるっていうことを調査結果のために調査報告書で結論づけるっていうのが、まず最初に起きてくることでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（塩野 拓二）

ありがとうございます。

どちらにしても、伝統的町並み、建造物、大事な文化財を一刻も早く残して保存していただき、観光振興に生かしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって2番、塩野拓二君の質問を終わります。

続きまして、3番、金井浩三君。

議員（金井 浩三）

3番、金井浩三、2点ほど一般質問させていただきます。

まず最初、1点目、地籍調査の進捗状況について。

今夏の未曾有の大雨は全国的に多大な被害をもたらしました。

特に7月の西日本豪雨では降水量が平年の4倍となった地方もあり、200人以上の死者を出す惨事となりました。

全壊した家屋も6,000棟を超え、いまだに避難所生活を送る人も多く、一刻も早い復旧が望まれるが、水害で流された土地の復旧には現地復元性のある地図が欠かせません。

これが登記所に備えられている（不動産登記法の）法14条地図と言われるもので、地籍調査によって作成されます。

しかし、地籍調査は日本全体での進捗率は52%にすぎません。

20%未満のところは11府県あり、地図の不備が問題になるのは災害時だけでなく売却にも影響を及ぼします。

そこで質問します。

多度津町の地籍調査の進捗状況をお伺いします、全体の何%か。

よろしくお願ひします。

町長（丸尾 幸雄）

金井浩三議員ご質問の地籍調査の進捗状況についてお答えをしてみたいです。

金井議員の地籍調査の進捗状況はどうなっているのかについて答弁をさせていただきます。

土地の戸籍づくりとも言える地籍調査は、本町では平成21年度の西港町、東港町、堀江5丁目より調査区を定めながら毎年実施をしております。

今年度は9月より青木地区の調査を開始しております。

議員ご指摘のとおり土砂崩れ等の災害が発生し、家屋や田畑、道路などの境界がわからなくなってしまう場合、地籍調査が行われていないと現場復旧に大きな時間と労力を費やし、早期に日常生活を取り戻すことが困難になり

ます。

このため、地籍調査を実施する地区の方々を対象とした地籍調査地元説明会においてDVDの映像を活用し、地籍調査を実施していた結果、災害時の復旧作業が早期に行われ、争いごともなく日常生活を取り戻すことができた事例を放映し、地籍調査の重要性を訴えております。

さて、現在の本町の地籍調査の進捗状況でございますが、平成29年度末で本町全体面積24.39平方キロメートルに対しまして、調査を手がけている進捗割合は32.22%の7.86平方キロメートルでそのうち法務局への届け出までが終了している実施済み割合は20.58%の5.02平方キロメートルでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

今の町長の答弁で、9年間で大体全体の32%、3分の1ということは、単純に計算すればあと18年かかるということになります。

そこで、もう一点質問させていただきます。

一年でも早く終わらせる努力はしているのか。

現在何班でやっているのか、質問します。

産業課長（谷口 賢司）

金井議員の地籍調査の進捗状況についての一年でも早く終わらせる努力はしているのかについて答弁をさせていただきます。

先ほどの町長の答弁の中でも申し上げましたとおり、地籍調査の実施は単に土地の境界を明確にするだけでなく、災害を被った場合に迅速な原状復旧に役立ちます。

このため、早期に町内の地籍調査を終了させる必要があると考えております。

今年度4月の機構改革により建設課より地籍係を産業課に移管し、地籍推進室を新たに設置いたしました。

これは、これまで以上に同調査を迅速に行うことを目的にしたものでございます。

現在の室員は室長を含めて3名の職員と1名の臨時職員の4名で、調査は1班体制で行っております。

今後はさらなる調査の迅速化を図るため、人材の配置や業務委託、業務研修等の見直しを検討しなければならないというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

ぜひとも、今答弁された再検討よろしくお願いいたします。

それでは次2点目、瀬戸内国際芸術祭2019についてお伺いします。

来年2019年に瀬戸内国際芸術祭が開催されます。

多度津町も参加すれば3回目となります。

第1回目2013年高見島来場者2万4,371名、第2回目2016年2万1,028名、高見島の人口2013年約41名、2016年約27名、そして今現在2018年約17名と聞いております。

そして、この夏の知事選挙に投票に来た人14名、島の人々は芸術祭を盛り上げ、来場者の人々と交流を図り、そして元気に活動してもらいたい。

しかし、今の状況では島の人々に迷惑ではないのかと思います。

そこで質問します。

昨年1年間で高見島に観光に来られた人数は何名でしょうか。お願いします。

政策観光課長（河田 数明）

金井議員の瀬戸内国際芸術祭2019についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問にあります昨年1年間の高見島への観光客数でございますが、純然たる観光客のみの数字は把握できておりませんので、毎年行っております港湾統計調査によりますと、10年前の平成21年度に多度津高見間の定期航路を利用して移動された方は往復路平均約8,000人で、当時の島の住民基本台帳人口が68人でありますので、1人当たりの定期航路の利用回数は117回になります。昨年度の島の住民基本台帳人口が39人ですので、単純計算になりますが、島民の利用者は約4,600人となります。

昨年度の統計調査の定期航路利用者が往復路平均約6,700人でありますので、島民の航路利用の増加を加味いたしましても、瀬戸内国際芸術祭開催以降、ある程度観光客がふえているのではないかと推測されます。

しかしながら、近年観光客が増加しております佐柳島に比べますと少ないのが現状でありますので、今後は「しま山100選」にも選ばれた竜王山など新たな観光資源を見出し、観光客の集客に努めたいと考えております。

以上、簡単ではございますが答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

関連質問させていただきます。

芸術祭に参加するための費用は総額幾らになりますか。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問の答弁をさせていただきます。

来年に開催される瀬戸内国際芸術祭に参加するに当たり、県瀬戸内国際芸術祭実行委員会への負担金として、昨年度に100万円、本年度に325万円、来年度に325万円の総額750万円が必要でございます。

そのほかに、前回の開催で支出しております、瀬戸内国際芸術祭多度津町実行委員会への負担金、及び芸術祭の開催期間中、高見島と丸亀市の本島、高見島と三豊市の栗島を結ぶ臨時航路の開設に対する負担金などを含めると、瀬戸内国際芸術祭2019の開催費用の総額は約1,500万円程度になる見込みでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

今関連の質問ですが、それでは国際芸術祭2019について多度津町への経済効果は幾らぐらいあると試算されてますか。お願いします。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問に対しまして答弁を申し上げます。

私の知る限り、過去におきましても経済効果を算出しとるものはございません。

しかしながら、少なからずとも島におきまして、島の方々、店を開き、販売等も行い、食事も提供するなど活動を行っております。

今後開催するに当たりましてはそういう経済効果も加味しながら考えていきたいと思っておりますので、大変申しわけありませんが簡単な答弁とさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

金井議員ご質問の再質問につきまして追加で説明をさせていただきます。

この瀬戸内国際芸術祭は香川県が主催をしております、香川県全体に対する経済効果というのは常に計算をしております。

その中では私は詳しい数字は今記憶しておりませんが、随分と香川県全体に対しましての経済効果は起きております。

そして、その中で、じゃあ参加している島々、それぞれにどのくらいの経済効果があるかということは、今私どもの河田課長が申しあげましたように、計算はしていないだろうし、把握もできてないと思っております。

ただ、ただですね、高見島だけではなくて、先ほど金井議員さんの答弁じゃなくてほかの人の議員さんの答弁でもお話をいたしました、佐柳島のネコノシマホテルっていうところには瀬戸内国際芸術祭に参加した方がほとんど行っていると思っております。

そして、その村上さんにお話をお伺いしましても、随分とふえてきている、そして大きな連休のときは予約でいっぱいになる。

その予約でいっぱいになるっていうのは町外から来られてる方だけじゃなくて島の島民ですね。

高見とかまた佐柳の島民の方々がお盆とかそういうときに帰ってこられたと

きにそこに泊まっている。

そして、そういう方々が島のことをもう一度新たに理解を示し出して、そして高見島の瀬戸内国際芸術祭の宣伝もしているということでもあります。

また、高見の島の方が瀬戸内国際芸術祭の期間中は手伝いに帰ってきている。

高見島で教員をされた方々が高見のために高見に世話になったから高見に帰ってきて、そして手伝いをさせていただいている。

そういうようなことも全て、地域の活性化または多度津町、高見島の宣伝効果も上がっていると思っております。

今回の2019年度におきましては、先ほど申しました佐柳のネコノシマホテルまた多度津町内の活性化も含めて、いろいろなさまざまなことを今政策観光課で企画をしております。

瀬戸芸に来られた方が多度津町内のほうにも足を延ばしていただく、多度津町を知っていただく、多度津町の物を買っていただく、そのために今京都精華大学と学術的な連携協定を結んでおります。

そして、今回も高見島での作品の展示は京都精華大学の先生及び学生さんをお願いをしてるんですが、そういう方々の作品も町内でも展示をしようと思っております。

それは、私どもの多度津町にいる著名な芸術家も含めて、今、歴史、伝統文化のある町ということで多度津町で地域創生事業を行っておりますが、それに加えてアートの町多度津というのを売り出していこうと思っております。

そのアートというのは瀬戸内国際芸術祭が基本になっております。

今、河田課長の補足の意味の中で答弁をさせていただきました。

議員（金井 浩三）

最後に、ちょっと要望だけしておきます。

今からいろいろ事業をすと思いますが、最後にやはり検証することも大事ではなかろうかと思えます。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

以上で、これをもって3番、金井浩三議員の質問を終わります。

次に小川保君。

議員（小川 保）

失礼いたします。7番、小川保です。

本日の質問は、水害対策の実施結果と実施予定について、多度津駅跨線橋のエレベーター設置について、自転車事故が少なくなるまちづくりについて、以上3点についてお伺いいたします。

このたびの台風並びに地震により被災され亡くなられた方々へ哀悼の意を表したいと存じます。

先日8月24日に、多度津町子ども議会が開催されました。

将来を担う児童・生徒たちがしっかりと明快に丸尾町長を初め、行政のリーダー、皆さん方に質問している姿が印象的であり、頼もしく感じました。

ただ、たくさんの傍聴人が来られていましたが、一度に入場できず、交代であるいは外で息を凝らして聞いている状態はお気の毒でなりませんでした。

できましたら、廊下あるいは控室などで、モニターもしくは音声だけでも聞くことができると至極残念に思いました。

要望しておきます。

さて、1点目、水害対策の実施結果と実施予定について。

桜川3河川の流域では、長年、大雨、高潮などによる氾濫に悩まされておりましたが、本年の対策で住民の安全・安心に寄与できるだろうと考えております。

前回6月の定例会におきまして、それらの状況を質問し、予定など回答いただきましたが、ここで改めて、実施結果、工事中、今後の予定などをお聞かせいただきたいと思っております。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の水害対策の実施計画と実施予定についてのご質問についてお答えをしております。

6月定例会において、水害対策の進捗状況としてお答えいたしました県施工の桜川護岸かさ上げ工事につきましては、当初の予定どおり、8月末においておむね工事が完了いたしました。

一部未施工のかさ上げについても早期完成に努めると聞いております。町施工では、栄町地区の西水戸ポンプ場遊水地と元町地区の茂八ポンプ場遊水地についての堆積土のしゅんせつ工事は竣工しており、栄町地区の多度津高等学校北側水路のかさ上げ工事につきましては10月初旬の完成を予定をしております。

あわせて、防災の観点からは、長期にわたった7月豪雨の影響を勘案し、従来の、課員全てを1つの班に充てる水防時行動班の編成を見直しました。

執務時間中であっても通常業務及び水防活動を円滑に実施できるよう4班集体とし、各課から均等に職員を充てることで人数バランスに配慮した行動班を編成いたしました。実際に運用した台風21号の際には、執務時間中の招集もありましたが、予定どおりの水防活動を実施することができました。

また、県のかさ上げ工事に伴う内水排除の対策としてエンジンポンプを8月に5基追加購入をし、町既存のポンプと合わせて、台風20号の際には水防活動で

実際に現地にポンプを設置いたしました。

次に、本年度の水害対策としての実施予定につきましては、西水戸遊水地及び茂八遊水地の2カ所について排水能力の増強としてポンプの更新を12月末までに予定をしております。

また、今後の予定といたしましては、県と町で進めております桜川流域総合治水としての水害対策を現在検討中の対策案についてさまざまな事業の組み合わせを桜川流域の水害対策として、実現性、適応性、効果、維持管理などを協議検討し、事業の計画、実施を図っていきたいと考えております。

ご理解賜りますようお願いをし、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

今回、ポンプ設置対応、こういったものをいただきました。

住民から、後日、必要な箇所迅速に設置してくれたので安心でしたとの話をいただいております。

そのこととあわせて、こんな質問もいただきました。

質問です。

東桜川が小桜川と合流する部分の橋と河川の拡幅などの県工事が随分長い期間の工事になっておりますが、どのような内容か。

いつまでかかるのでしょうか。

いかがでしょうか。

建設課長（三谷 勝則）

失礼します。小川議員の質問についてお答えします。

県に確認したところ、東桜川にかかる二ツ橋1号橋についてですが、右岸側の橋台は平成28年12月に完成しており、現在は左岸側の橋台を施工中で、工事は河川内での施工となり、綱矢板で閉め切って行うため工事期間については時間を要しておりましたが、今月末には橋台が完成予定です。

また、橋梁の上部工である橋桁の製作、架設は本年3月に発注しており、現在は現地において架設工事の施工中で、来月には上部工についても完成予定です。

橋梁工事完了後は、東桜川と小桜川間の護岸工事を来年1月までに、橋梁と道路との取り合わせ工事については来年3月までに施工を完了し、今年度末までには現在通行どめになっている箇所については供用開始できる予定です。

また、桜川の拡張工事については、橋梁から上流部の町道335号線にかかる友保橋までの区間において、右岸側の護岸工事を今年度に、左岸側の護岸工事は来年度に発注予定と聞いております。

町としても、県と協力しながら一日でも早い完成に努めたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

2点目です。多度津駅跨線橋のエレベーター設置について。

本年3月に竣工、渡り初めをしました跨線橋はJR多度津駅を挟み、両サイドの地域を結んでおり、児童・生徒の通学路、鉄道利用の皆さん方に利用されております。

また、生活道路としても重要であり、その利便性が望まれておりますが、残念ながらバリアフリーができておりません。

また、従来の跨線橋と比べてかなり高い位置になっておりますので、上りおりなど大変難渋しているようです。

質問です。

エレベーターの設置が急がれますが、設置に向けて、この計画などお聞かせください。

政策観光課長（河田 数明）

小川議員の多度津駅跨線橋のエレベーター設置についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津駅周辺に整備しました緊急避難路である幸見通り跨線橋は、本年3月に竣工し、多度津駅を利用する方を中心に多くの町民の皆様にご利用いただいているところでございます。

しかしながら、議員のご指摘のとおり、より多くの皆様にご利用いただくためには利用者の利便性向上やバリアフリー化を行うなどの課題があることも認識しております。

そのため、国の社会資本整備総合交付金を活用し、エレベーターの設置を計画しており、本年度におきましてはエレベーター設置に向けた設計を行うこととしております。

本年度の交付金の交付決定が7月にあり、この交付決定後に予備設計を発注し、現在エレベーターの設置位置や仕様の検討などを行っているところでございます。

今後、JR四国などの関係機関と協議を行いながら、予備設計を行った後、エレベーターの構造などを詳細に検討する実施設計を発注し、今年度中に完了する予定としております。

また、設置工事につきましては、来年度の早期に工事を発注する計画としております。

本跨線橋は、多度津駅に隣接し多くの町民の皆様にご利用いただいておりますことから、今後もエレベーター設置が早期に完成するよう関係機関と連携

し円滑な事業の実施に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

今年度設計、来年度工事完成ということで回答をいただきました。

ぜひよろしく願います。

3点目です。自転車事故が少なくなるまちづくりについて。

本年も、9月3日から多度津小学校を皮切りに児童の自転車教室が始まりました。

以降、10月末まで町内4小学校の6年生と3年生の児童を対象に自転車の安全な乗り方教室を開催しております。

事故に遭わない、事故を起こさないをテーマに、暑い中、練習に励んでおります。

指導は、丸尾町長から任命されている8人の交通指導員と総務課担当者並びに私ども4地区の会長であります。

子供たちは元気よく練習に励んでおります。

次代を担う子供たちよ、ご安全にと念じつつ指導しております。

さて、自転車は、道路交通法上、車やバイクと同じように車両であります。

多くの方が法規で教えられてきたと思います。

皆さん方も知識として理解されていることと思います。

しかし、道路上においての自転車への扱いが車両としての認識になっていないのではないのでしょうか。

例えば、歩道が設けられている道路を車で走行中、自転車が車道を走っていると、危ないな、邪魔。自転車は歩道を走れよなんて思いませんか。

自転車は車と同じ車両であります。

質問です。

多度津町の交通事故全体の状況と自転車が絡んだ発生状況などいかがなおるのか。経年比較でご説明ください。

総務課長（岡部 登）

小川議員ご質問の多度津町の交通事故全体の状況と自転車が絡んだ発生状況について答弁をさせていただきます。

本年6月に行われました第53回交通安全子供自転車香川県大会におきまして、個人で1名が入賞し、団体でも4位に入っております。

これは子供たちの努力はもちろんのこと、指導員の皆様、交通安全を守る会の皆様の初め、ご協力をいただきました方々の情熱的なご指導のたまものと深く感謝いたしております。

さて、平成29年中の多度津町における交通事故発生件数は86件でございます。

そのうち、自転車に関係した件数は9件で全体の10.5%を占めております。

また、事故発生件数は、平成25年以降に限れば、平成25年166件、平成26年125件、平成27年110件、平成28年107件、平成29年は、先ほど申しましたように、86件であり、毎年減少しています。

そのうち、自転車が絡んだものは、平成25年28件、平成26年22件、平成27年14件、平成28年7件、平成29年9件と、こちらもおおむね減少傾向にあります。

本年の状況につきましては1月から8月までの交通事故発生件数は50件で、そのうち自転車が絡む事故は6件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

狭い道路に、歩行者、自転車、車が混在しております。

本来、車は車の走行区間があつて、自転車は自転車の、そして歩道は歩行者のために存在することが理想でありましょうが、残念ながら狭い日本ではそうはなっておりません。

また、改造できる余地も余りありません。ならば、どうするか。

弱者を大切に作る精神性が必要なんでしょうが、なかなか他力本願ですので、これも難しい。じゃあ、どうすればよいか。

自転車は左側通行を徹底せよ。互いに思いやる心とともに全ての車両がキープレフトを遵守すれば、出会い頭の事故は減少するでしょう。

今、子供たちには自転車の左側通行をくどいほど教えております。

大人たちはどうでしょう。高齢者はどうでしょう。

大人たち、高齢者たちに教える、指導する機会がなかなかありません。

かけ声だけの交通安全では精神論だけになりかねません。

ここで質問です。

行政が自分たちの責務としてその義務的機会の計画を考えてみませんか。

例えば、企業の安全教室、老人クラブなどシルバー世代の方々へのアプローチ、積極的に教室の機会づくりを進めてはいかがでしょうか。

総務課長（岡部 登）

小川議員ご質問の大人の自転車運転を学ぶ義務的機会について答弁をさせていただきます。

子供の自転車運転に関しましては、先ほど申し上げた自転車大会への参加だけでなく、秋には各小学校において自転車教室などが行われております。

しかし、ご指摘のとおり、自転車事故を減らすためには子供たちだけではな

く大人たちに対しての指導も必要であると感じております。

現在、高齢者の方に対しましては、高齢者自転車大会への参加を呼びかけ、そこで技術、知識の再確認を図るようにしています。

また、夏にはシートベルト着用・自転車の安全利用啓発街頭大キャンペーンを、秋には反射材着用啓発キャンペーンを主要幹線道路で実施し、そこで自転車の利用者の方にも交通マナーの向上、反射材の着用などを呼びかけております。

今後は、自治会、老人会などが随時交通教室を開催しておりますが、その際にも自転車の交通安全、安全利用に関する内容を積極的に取り入れてもらうよう働きかけていこうと考えております。

また、外国人研修生に対して交通指導を行っている企業から依頼があれば、講師を派遣し交通安全について指導を行っておりますが、自転車の安全運転についても周知する機会と捉え、活用してまいります。

さらに、行政主導でさらなる機会をつくっていくために、香川県がこの4月に制定した香川県自転車の安全利用に関する条例に基づき、県、警察等の関係機関と連携をとりながら、機会の創設、運転マナーの向上、交通事故防止につなげてまいりたいと考えております。

最後に、自転車の左側通行等を促す路面標示につきましても関係機関と協議し必要な箇所への設置を推進し、より自転車の事故を減らすことができるようにさまざまな検討をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

今、岡部総務課長のほうから、自転車ピクトグラムでの左側通行指示を道路に表示する、こういったことも非常に有効でないかなと思います。

余談ですけれども、8月末の、毎月交通定例会をやっておりますけれども、その折に、多度津中学校の三木校長先生から1つお話がありました。

8月4日の花火大会の後、翌日ですね、中学生たちがボランティアとして港付近の清掃に毎年行っております。

そのときに、中学生が町内をボランティアに行くために自転車で走っておいりました。

道に出た途端にバイクと接触して転倒したということでした。

転倒しましたけれども、その生徒は先生から常に指導をいただいておりますヘルメットをきちっと着用しておりましたから、少しもけががありません。

後でヘルメットを確認すると、やはり転倒した傷がついておったそうです。

ということは、ヘルメット着用がなければ、もしかして大きな事故になって

おったのではないかなというふうに、ほっと一安心しておりました。

こういった指導も非常に大切だと思います。

ただ、ヘルメットをかぶるのは子供たちだけでいいのでしょうか。

本来自転車を運転する際には大人も高齢者もヘルメットをつける、またそれにかわったものをつけると、こういうことも指導の一つではないかなというふうに思っております。

こういったことも、岡部総務課長、ぜひご案内差し上げておきます。ありがとうございました。

また、いずれのときにか多度津町も議員立法で安全な自転車利用の条例を考えていけたらと思っております。

以上で7番、小川保の質問を終了いたします。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって7番、小川保議員のご質問を終わります。

これで暫時休憩に入ります。

再開は13時、1時としたいと思いますので、よろしくお願ひしたらと思ひます。お願ひいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

議長（志村 忠昭）

そしたら、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

通告がありますので、その順に従っていきたいと思ひます。

それでは、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成30年第3回9月多度津町議会定例会におきまして、町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し、1、地球温暖化による異常気象での豪雨や台風、地震などから身を守るための備え、対策について、2、4月1日からの介護保険の改定に伴う高齢者、障害者への負担増、及び8月からの70歳以上の医療費の負担増や町への影響について、3、中学校道徳教科書採択と学力テスト結果についての3点について一般質問をいたします。

まず最初に、地球温暖化による異常気象での豪雨や台風、地震などから身を守るための備え、対策についてであります。

9月1日は、防災の日として全国でさまざまな取り組みや訓練が行われまし

た。

近年、ゲリラ豪雨や変則的な大型台風など異常気象、異変が当たり前の時代のようになっていており、その中でも2018年7月、記録破りの量と広がりを持った豪雨が西日本を襲い、洪水、土砂災害などで200人余りを超える犠牲者を含む、膨大な人身、物損被害をもたらしました。

そして、地球温暖化は大気中の水蒸気を増加させ、記録破りの豪雨や相次ぐ大型の台風の発生を増加させ、また気温も35度C以上の異常高温になるなど人間や生物を狂わす状況になってきており、超大型の台風の発生を増加させています。

特に7月の西日本豪雨で岡山県と広島県ではそれぞれ76%、70%のアメダス観測地点で史上最大の48時間降水量を記録し、深刻な被害に見舞われた広島県の呉市では48時間降水量は402ミリで、これまでの100年以上の観測記録で得られた最高記録260ミリを一気に50%以上塗りかえました。

また、岡山県倉敷市真備地区などに甚大な被害をもたらした高梁川流域の降水量は500年に一度あるかないかの記録的な極めて異常な降水極端現象でありました。

世界の気候研究者は、今、地球温暖化による大気中の水蒸気の増加はこのような降水極端現象の頻発をもたらす可能性があるとして警鐘を鳴らしております。

このような大災害は降水極端現象に伴って起こり、日本と世界のどこでも起こり得ることであり、地球温暖化を進行させないための努力を払うとともに災害に備える取り組みを各地で一層推進する必要があります。

また、去る6月18日午前7時58分ごろ大阪府北部の高槻市や大阪市北区など震度6弱の地震、大阪北部地震が発生し、2府4県、大阪、京都、兵庫、滋賀、三重、奈良で3人が死亡、307人が負傷、中でも高槻市の私立寿栄小学校のプールの3.5メートル高さのブロック塀の外壁が道路側に倒れ、巻き込まれた登校中の小学4年生、9歳の女兒、三宅璃奈さんが死亡した事故は記憶に新しいことであります。

塀の基準は建築基準法で決まっており、宮城県沖地震後の1981年に改正され、1.2メートルを超える場合は鉄筋を入れることなどが規模によって定められているわけであります。

香川県下では、梅雨での大雨による大きな被害は近年発生が少なくなりましたが、平成5年の大雨では、死者、行方不明者2名を出すなどの大きな災害が発生をしております。

台風では、昭和49年と51年には、小豆島、東讃地域で1日400ミリを超える大雨があり、各地で山崩れや崖崩れが発生し、合わせて79人が犠牲になったほ

か、家屋の全半壊が854棟となるなど大きな災害が起こっております。

また、近年では、平成16年に台風15号、21号、23号のほか相次ぐ台風により大きな災害がもたらされました。

平成16年の相次ぐ台風で、香川県では19人が犠牲となり、全半壊の家屋は138棟、床上、床下浸水が1万棟を、そして床下浸水は3万棟を超えるなど近年にない大きな災害を受けました。

また、渇水については、近年の香川県では高松砂漠と呼ばれた昭和48年、香川用水通水、これは昭和49年でございますが、その後でも平成6年、そして平成17年と渇水に見舞われており、水道水の給水制限が実施される等家庭生活や社会活動に大きな影響が出ました。

昨年、平成29年は6月から9月まで長期に少雨傾向が続き、多度津町では8月19日9時より9月7日9時まで減圧5%を実施したところであります。

そして、高潮について、香川県ではこれまで台風の高潮による被害が発生しておりますが、特に平成16年の台風16号と18号では記録的な高潮により浸水被害等の大きな被害を受けました。

また、気温では、ことしは猛暑により熱中症が多く出た、いわゆる異常高温が続き、多度津では6月27、28、29日の3日間最高気温が30度C以上、7月では上旬、中旬、下旬の20日間31度Cから34.9度Cの最高気温、また35度C以上は7月中下旬の8日間、8月では31度から34.9度Cの最高気温が上中下旬の21日間、35度C以上が8月中下旬の8日間、また熱帯夜としての25度C以上は7月中下旬の15日間、8月では上中下旬の25日間も続き、熱中症の発生や寝苦しい夜が続き、収穫期を迎えた果樹の着色不良や、異常高温、熱帯夜の長期化のため果実の水分不足による品質低下を招き、大減収となり、生産農家は大打撃を受けたところでございます。

そこでお尋ねをいたします。

1、警報発令までの避難所への早目の自主避難者と避難移動困難者との避難マニュアルはどうなっているのか。

2点目、住民の安全と命を守るため、三重県紀宝町などが実施している台風上陸3日前から避難のためのきめ細かなタイムラインを事前計画をし、早目に実施すべきだがどうか。

それには、1、物資の確認、2、避難準備と呼びかけ、3、自主避難者と自主避難移動困難者の送迎、4、事前避難の完了、5、避難状況の報告などの順序で実施しているわけでありませう。

3点目に、町民の情報を加え、防災に生かす地域ごとに自治会独自のハザードマップを作成しているのかどうか。

4点目に、豪雨による農用地崩落に対し、修復のための町の一部補助やあるい

は独自の貸付制度を創設して、復旧を急いではどうか。

5点目に、町で、過去、近年のグラフ災害史を作成、発行し、啓発、危機管理意識の向上を図るべきだと思うがどうか。

6、児童・生徒通学路の安全を確保するためにも、老朽化し、倒壊おそれのある民有地のブロック塀の調査と撤去、改修の対策を至急すべきではないのか。

7点目、自治体の判断でブロック塀の撤去や改修だけでも使える既存の社会資本整備総合交付金をブロック塀対策に使いやすくするための制度の拡充があるがどうするのか。

8点目、通学路沿線の危険ブロック塀にかわる安全なフェンス設置がえ工事にも補助あるいは貸し付けをすべきと思うがどうか。

以上、8点についてまずお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の1点目、警報発令までの避難所への早目の自主避難者と避難移動困難者との避難マニュアルはどうなっているのかについてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

まず、「大気中の水蒸気の増加は降水極端現象の頻発をもたらす可能性がある」と警鐘を鳴らす」のは大雨だけを想定しているわけではありません。

気象の極端現象には大雨だけではなく異常少雨、いわゆる渇水や異常低温も含まれております。

また、気象庁によりますと、台風の発生数、接近数について長期的な変化は見られず、「強い」以上の台風の発生数や発生割合につきましても、年による増減は見られるものの長期的な変化傾向は見られないそうであります。

さらに、1901年以降、降水量に明瞭な長期的変化傾向は見られないとも言われております。

ただ、ほぼ地球全体で地上気温の上昇が起きていることや、1950年ごろ以降、多くの極端な気象及び異常気象現象の激化が観測されてきたこと、また日本において予測された将来気候と整合していることから、地球温暖化の影響があらわれている可能性が考えられると言われております。

次に、「警報」でございますが、その市町に重大な災害が発生するような警報級の現象がおおむね3時間から6時間先に予想されるときに、気象庁が発表することにしております。

また、避難所は、災害を回避するために人々が身を寄せて一定期間寝泊まりすることができる施設のことであります。

体育館などふだんは違う目的で使用されているため、開設するためには準備が必要です。

以上のようなことから、議員のおっしゃる警報発令までの避難所への早目の自主避難と避難移動困難者の避難マニュアルはありません。

早目に自主避難をしたい場合は、まず安全と思われる公園や公民館など近くにある避難場所に避難をしていただき、避難所が開設された後、必要があれば移動していただくというのがスムーズな避難につながります。

警報が出たからといって、全員が必ず避難所に移動しなければならないわけではありません。

今回、避難所の開設前、体育館に学校の先生しかいないときに2名の方が送迎をされてきました。

その送迎をした方は、水防本部に連絡もせずに帰られたようですが、何も無い体育館で避難移動困難者だけで過ごさせるような行為は非常に無責任な行為だと思いますので、やめていただくようお願いをしたところでもありません。

以上、答弁とさせていただきます。

そのほかのご質問には教育長及び各担当課長より答弁をまいります。

総務課長（岡部 登）

尾崎議員の2点目、タイムラインを実施してはどうかについてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

タイムラインというものは、事前の防災行動計画として、いつ、誰が、何をするかを決めておくというもので、台風による大雨のように、段階を追って災害の危険性が高まることが時間的に予想できる災害に関して有効であると言われております。

本町の場合も、台風が接近するまでに土のうの数を確保したり、排水ポンプや公用車などの準備、災害備蓄品や避難所の確認、防潮堤の陸閘を閉めるなど行政として事前に行うことは決まっております。

さらに、台風が近づき最接近の時刻が確かなものになると、その時刻の潮位偏差や上流域の降雨量、満潮、干潮の時刻に気象情報などさまざまな影響因子を勘案して、どういった防災対策が必要になるのか、最適な対応がとれるように努めています。

ただ、災害には台風だけではなくさまざまな異常気象に地震など、時間的に想定しがたいものがあります。

そのようなときにも決して慌てないように、地域で何ができるのか、安全な避難場所を決めておいたり、そこまでどうやっていくのかなど、その地域で防災を考えておくことが大切です。

何が起こるか分からない災害は避難所に避難することだけでは防げません。

先ほども申しましたが、安全と思われる公園や公民館など近くにある避難場

所に避難して、自分の安全を確保し、避難所が行政によって開設された後、必要があれば移動していただくという地域と行政の連携、市町村のタイムラインと地域住民のタイムラインの両輪が災害を防ぐためには必要であると考えております。

続きまして、尾崎議員の3点目、自治会独自のハザードマップを作成しているのかどうかについてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のように、ハザードマップなどで自分が住んでいる地域を知っていることは重要であります。

そのため、町民の方々が台風による水害や地震などの自然災害から身を守り、安全対策を講じて対処できるようにハザードマップ等を作成し、防災、啓発に努めています。

本年7月に、最新の情報を掲載した、風水害編と地震編のハザードマップがついている防災のしおり「防災MAX」を町内の全世帯と事業所に配布いたしました。

このしお리를参考に、自分の住んでいる周辺は安全な地域か、危険箇所はどこか、津波は大丈夫か、通学路はどうか、避難所はどこかなど災害に備えていただきたいと考えています。

また、平成26年度に津波ハザードマップと土砂災害ハザードマップを関係する地域に配布し、平成27年度にはため池ハザードマップを関係する自治会に配布いたしました。

防災MAXも含め、これらは町のホームページで見ることができますし、必要であれば、ため池ハザードマップは産業課に、それ以外は総務課にご相談ください。

さらに現在、外国人向けの英語版と小さい子供向けの易しい日本語版の制作を検討しています。

次に、尾崎議員の5点目、近年のグラフ災害史を作成、発行し、啓発、危機管理意識の向上を図るべきだと思うがどうかについてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

香川県のホームページには過去の災害情報が掲載されています。

昭和20年から主な風水害等での被害が一覧表として掲載されており、何年何月の台風ではどこの市町に床上浸水が何件とか、人的被害がどうであったかとか、掲載されております。

また、同様に、応永4年、1707年以降の主な地震とそれに伴う被害状況なども掲載されております。

そういったデータベース的な資料は書籍でも多数存在しておりますので、本町が本町だけのグラフ史を作成するよりもそれらを参考にさせていただくほう

がより効率的に防災意識の向上につながるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員ご質問の4点目の農用地の修復への補助及び独自の貸付制度について答弁させていただきます。

7月の大雨の影響で、奥白方地区で7カ所、見立地区で1カ所の小規模な畑の崩落や2カ所のため池ののり面の崩れなどが発生いたしました。

町といたしましては、迅速な復旧を図るため、中讃土地改良事務所と協議を行い、国の農地災害復旧事業等を活用できるよう働きかけを行いました。

その結果、今回の補正予算案に計上いたしておりますとおり、国の補助金を活用して事業を行うことになりました。

もちろん町や個人の負担もございしますが、双方の費用負担は軽減されることとなります。

一方、独自の貸付制度の創設に関しましては現状では検討しておりませんが、農業共済制度等の研究やJ A香川県等との意見交換を協議するなど迅速な災害復旧事業へのご意見として承りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の6点目、8点目の通学路のブロック塀の調査と対策についてのご質問にお答えします。

教育委員会では、大阪のブロック塀による死亡事故を受けて、6月26日、町内の臨時校長会を開催し、通学路の緊急調査を実施するための打ち合わせを行い、調査日、調査内容、調査方法を確認して、各学校で7月2日までに、教師、児童・生徒による目視による調査を実施することにいたしました。

また、並行して、教育委員会、建設課の職員がブロック塀の状況について詳しく調査を行いました。

改めて、保護者、教師にも協力してもらいながら、登下校中に子供が足を運び、現場で目視し、みんなで考え、通学路の危険マップなどをつくりました。

このことは、児童・生徒が自分自身の判断で身を守ったり、迅速に避難できる力を身につける活動に役立ったのではないかと考えております。

調査の結果ですが、学校敷地内のブロック塀については、2つの幼稚園と、1つの小学校のブロック塀が危険だということが判明し、うち1件はブロック塀は撤去しましたが、他の2件についても、予算化し改修工事を実施しようと考えております。

そのため、応急措置として、ロープ、コーンなどによって塀に近づくことが

ないように今現在しております。

それ以外の通学路のブロック塀については、国の動きも注視しながら、ブロック塀のあり方について検討しなければなりません。教育委員会とも相談しながら、学校主体で通学の仕方、通学路を考えたりして、安全を確認しながら登下校するということになろうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員のご質問の7点目、ブロック塀対策の制度の拡充があるがどうするのかについてお答えします。

本年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする大規模な地震において、ブロック塀が倒壊し、大きな被害をこうむったことを受け、6月25日付で国土交通省より、危険なブロック塀等の撤去等に関する支援について、社会資本総合整備事業の防災・安全交付金効果促進事業を利用することが可能であるとの通知がありました。

その通知を受けて、県では来年度から5年間の時限措置として、民間の危険ブロック塀撤去支援事業の創設を検討しており、各市町に対し、補助制度創設の意向調査を行い、協議がされております。

本町におきましても、県や各市町の関係局部と協議検討を進めながら、危険なブロック塀の解消に向けて積極的に補助制度の創設に取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

それでは次に、4月1日からの介護保険の改定に伴う、高齢者、障害者への負担増及び8月からの70歳以上の医療費の負担増や町への影響についてであります。

介護保険制度は1997年に介護保険法が成立し、2000年4月から施行され18年が経過しております。

国は当初、家族介護を解決、社会全体で介護を支えるために介護保険制度を導入するというものであります。

それにもかかわらず、親の介護のための介護離職、高齢者を介護する老老介護などが常態化しており、介護心中なども起きており、深刻な事態がますます広がっております。

多くの高齢者が介護の必要性ではなく、重い利用料負担によって幾ら払えるかで受けるサービス内容を決めざるを得ない状況になっております。

2018年度の年金額が据え置かれたもとで、介護や医療の保険料負担増は、実質年金額の引き下げと等しく、受診や介護サービス利用の抑制を招きかねな

い、高齢者の暮らしと命を脅かしております。

現行制度は利用がふえたり、介護労働者の賃金などに充てる介護報酬が引き上げられたりすると、直ちに保険料や利用料の負担増にはね返る仕組みになっておるわけであります。

そのため、介護が必要な高齢者やひとり暮らしの高齢者が相対的に多い自治体ほど、保険料などがより高くなってしまいます。

一般財源から介護保険財政への繰り入れを行うなどをして、保険料などの負担増を独自に抑制しておりますが、対策には限界があるわけであります。

65歳以上の介護保険料は、多くの方が年金からの強制天引きで、今や高齢者の生活を脅かすほどになっております。

高齢者の3人に2人は住民税非課税であり、65歳以上の介護保険料の負担が生活を圧迫をしております。

にもかかわらず、2016年度に介護保険料の滞納による差し押さえ処分を受けた65歳以上の方が過去最多の1万6,161人になったことが7月30日までに厚生労働省の調査でわかり、調査は1,741区市町村に聞いたものであります。

それによると、16年度に滞納処分を実施した市町村は31.2%で、前年度とほとんど差がなかったものの、差し押さえ処分の件数は、15年度の1万3,371人から2割以上の2,790人もふえました。

65歳以上の方の介護保険料は、年金から強制的に天引きされる特別徴収が約9割であり、一方、無年金の方や年金が年18万円以下の方は普通徴収となり、保険料を納付書に基づいて自分で納めなくてはならないのであります。

滞納者に対する処分は、差し押さえ処分のほか、滞納期間に応じて、1、利用料を一旦10割負担させた上で、払い戻しの全部または給付の一時差しどめが57人。

2点目に、原則1割の利用料を3割に引き上げ、高額介護サービス費などの給付を停止する給付の減額等が1万715人に上っております。

介護保険料は年々上がっており、滞納処分の増加は、低所得者を中心に高過ぎて払い切れなくなる人たちが広がっていることを示しております。

また、既にこの8月から70歳以上の高額療養費制度の負担上限が上がり、自己負担限度額が上がっております。

年収が約150万円から約370万円の平均的年金受給者の上限額も高くなっており、外来の上限額は昨年の8月に1万2,000円から1万4,000円に、さらにこの8月に1万8,000円に引き上げられ、少し高額な検査などをすれば外来でも医療費が1万8,000円になることもあり、2年前と比べると5割増しとなっております。

高額療養費制度はいざというときのためのものであり、70歳以上はかなりの

負担増となっております。

そこでお尋ねをいたします。

第1点目は、町では介護保険料の滞納者は前年度で何人なのか。

2点目に、滞納処分としての差し押さえはどのくらいあるのか。

3点目に、償還払い化はどのくらいあるのか。

4点目に、給付の一時差し止めはどのくらいあるのか。

5点目に、給付の減額等はどのくらいあるのか。

6番目、町への影響額は全部で幾らあるのか、また今後の対策はどうするのか、以上の6点について質問をいたします。

税務課長（泉 知典）

尾崎議員ご質問の、1点目と2点目について答弁をさせていただきます。

まず1点目の、町では介護保険料の滞納者は前年度で何人なのかについてでございますが、平成29年度の介護保険加入者数は7,681人、そのうち980人が自分で納める普通徴収となっており、滞納者は89人でした。

次に、2点目の滞納処分としての差し押さえはどれくらいあるのかについてでございますが、平成29年度の介護保険料に対しての差し押さえは1件で、差し押さえ額が6万5,400円でした。

以上、答弁とさせていただきます。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

私のほうからは、尾崎議員ご質問の3点目から6点目について答弁をさせていただきます。

まず、3点目の償還払い化につきましてですが、現時点におきましては該当者なしとなっております。

次に、4点目の給付の一時差し止め実施者におきましても、現時点におきましては該当者なしとなっております。

次に、5点目の給付の減額等はどのくらいあるのかのご質問につきましては、現在利用者負担1割から3割へ、給付を9割から7割へと減額している方が1名であります。

この方につきましては、給付の減額期間が10カ月であり、平成31年5月末で期間が終了し、利用者負担1割、給付9割へと戻る予定でございます。

最後に、6点目の70歳以上の高額療養費制度の改正による影響でございますが、制度開始直後の現時点では情報不足により不明ですが、この改正により自己負担額の上限が引き上げられる被保険者の人数は、課税世帯のうち、所得が145万円未満の適用区分に該当する被保険者が約2,800人、内訳としまして、国保が約800人、後期が約2,000人、課税世帯のうち所得が380万円以上の適用区分に該当する被保険者が約50人、国保が約10人、後期が約40人程度と

見込まれます。

大きな手術を受けたり長期入院をされている被保険者にとっては、議員ご指摘のとおり、かなりの被保険者に影響がありますが、今回の自己負担上限額の引き上げは、負担能力のある高額課税世帯の被保険者を対象としたもので、所得の少ない非課税世帯への被保険者には影響がないものとなっています。

国の制度であり、医療費負担の増加に対する町独自の対策はありませんが、被保険者の皆様が必要以上の医療費を負担することのないように、自己負担額限度額認定書の交付や、高額療養費支給申請の勧奨などについて、窓口において丁寧に説明を行い、適切な制度運用に努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後の3点目でございます。

中学校道徳教科書採択問題と学力テスト結果についてであります。

戦後初めて検定を通過した2019年度使用の中学校の道徳教科書会社が出そろい、それは東京書籍、学校図書、教育出版、光村図書、日本文教出版、学研みらい、廣済堂あかつき、そして日本教科書の8社であります。

最後の日本教科書以外は、去年の小学校道徳教科書を発行した会社であります。

2018年3月27日、中学校の道徳教科書の検定結果が公開されました。

この、中学校の道徳教科書だけのために、日本教科書株式会社という新しい教科書会社が立ち上がったわけであります。

そして、来春から使われる中学校の道徳教科書の採択に向け、6月から各地で教科書展示会が開かれ、閲覧され、検討が進み、いよいよ採択されるわけですが、道徳が特別の教科となり教科書ができたということで評価がつくことになります。

中学校の道徳教科書8社中、5社が生徒に数字やレベルで4ないし5段階の自己評価をする欄を設けております。

それは、中学校で身につけたい22の心という自己評価の欄であり、しかも、この22の心、項目ごとに、1、意味はわかるけど大切さを感じない。2、大切さや意味はわかるけど態度や行動にすることができない。3、大切さや意味は理解していても、態度や行動にできるときとできないときがある。4、大切さや意味は理解していて、多くの場面で態度や行動にできているという4つのレベルで自己評価をさせるようになっております。

生徒は評価を気にします。この自己評価を教師が参考にして自分の評価がつかねば、おのずとどういふ答えを出し、どんな価値観を持つことがいふ評

価につながるかを考えます。

それぞれの教材も大きな問題がありますが、最後の自己評価こそが最も大きな内心の押しつけと言えるのではないかと危惧をしているところでもあります。

また、小学校6年生と中学校3年生の全員を対象に、4月に実施した2018年度全国学力テストの結果が公表されました。

3年ぶりに行った理科では、実験結果の分析や得られた知見について説明するなどの活用に課題があったとされ、国語、算数、数学も知識活用型問題が苦手な点は改善しなかった。

全体的に正答率の低い地域と全国平均の差は小さく、学力の底上げ傾向が続いたとのことでした。

そこでお尋ねをいたします。

第1点目に、現場教師はいや応なく選定された教科書を使わなければならないが、中学校道徳教科書採択は9月1日発表することになっているが、我が多度津町では8社中どの教科書会社に決まったのか。

また、日本教科書、教育出版、廣済堂あかつきの3社は問題があり、特に日本教科書は圧倒的に不適切な教材が多く、不採択にという要望申し入れに対してどのようなになったのか。

また、教科書採択に際し、検討内容はどうだったのか。

2点目に、子供の成長と教育の価値を国家の数値指標管理に委ねてはならないが、小学校6年生と中学校3年生全員対象の2018年度全国学力テストについて、町内ではどのような結果であったのかの2点をお尋ねをいたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の中学校道徳教科書の採択についてのご質問にお答えします。

教育委員会では、平成31年度中学校道徳の教科書は、日本文教出版を採択しました。

採択に際しては、8社の教科書について、1つは内容の選択、扱いが適切であるかどうか。

1つは内容の構成及び分量が適切であるかどうか。

1つは表記、表現及び編成上の工夫が見られるかどうかの3点に留意しながら調査研究を進めてまいりました。

調査研究及び採択の進め方については、本町教育委員会、そして仲多度3町合同教科用図書選定委員会において検討してまいりました。

以上、中学校道徳の教科書の採択についての答弁は終わります。

続いて、2018年度全国学力・学習状況調査についてのご質問にお答えします。

全国学力・学習状況調査は、平成19年度より毎年小学校6年生と中学校3年

生を対象にして実施されており、その目的は、全国的な児童・生徒の学力や学習状況の状況を把握し、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童・生徒の教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることとしています。

また、そのような取り組みを通じて、教育に関する継続的な検証、改善サイクルを確立することにあります。

本年度は国語と算数、数学、そして理科について、主に知識に関する問題と、主に活用に関する問題が問われました。

また、学校質問紙と児童・生徒質問紙を通じて、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面についてアンケート調査を実施しました。

議員ご指摘のように、全国的に学力の底上げが進んでおり、また地域間の正答率が小さくなっております。

さて、本年度の結果を受けて教育委員会では、町内小学校、中学校で見られた正答、誤答の傾向を把握するとともに、質問紙による調査結果と相関関係进行分析し、重点的に取り組んでほしい点について各学校に伝えられるように今準備をしております。

また、町内の小・中学校においても、本年度の結果を受け、つまづきが多く見られる問題を把握して授業改善に生かしたり、児童・生徒やその保護者に個票を返す際、個々が取り組むべき学習を伝えたり、質問紙調査で見られた生活環境上の課題についても家庭への啓発活動を行っていきます。

いずれにしても、学力調査の点数だけに一喜一憂するのではなく、学力調査の結果を今後に生かせるようにしっかり分析し、教育指導、支援の改善を努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいま教科書の採択についてでございますが、8社中7社が、モラロジー研究所とかかわりがある会社と判明しております。

そういう意味におきまして、光村図書のは人権、平和、共生をテーマに重点を置いて編集されたわけでございます。

それには、9の教育委員会と、1の県立中学校が新たに採択されたということは喜ばしいことと思います。

そういう意味で、これからはそういうモラロジー研究所とかかわりのない教材の教育図書を選択していただきますようよろしく願いをいたしまして、私の3点についての一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって10番、尾崎忠義議員の質問を終わります。

次に、5番隅岡美子君。

議員（隅岡 美子）

5番、隅岡美子でございます。

順次一般質問をさせていただきます。

質問は、児童・生徒の持ち物負担軽減について質問をさせていただきます。

文部科学省は3日、通学時の持ち物負担軽減に向け、適切に工夫するよう全国の自治体の教育委員会に求める方針であるとのニュースを聞きました。

近年では、小学校生にとって、ランドセルが重過ぎるという問題がテレビや新聞で特集されるようになりました。

あるテレビでは、小学生が整体院で肩や腰の施術を受け、インタビューに肩が痛いのでと答えていました。

教科書や教材などを入れた子供のランドセルが重いことは、子供の成長期に大変大きくかかわってくると思います。

私は以前、小学1年生のランドセルを後ろから少し持ち上げたところ、大変重かったのを今でも覚えております。

また、改善を求めて多くの声が上がっている中、既に副教材を教室に置いていってもよいとする対応をしている学校も出始めています。

そこでお尋ねをいたします。

2点ほどお尋ねをいたします。

まず1点目です。

多度津町としてのお考えをお伺いいたします。よろしく願いいたします。

教育長（田尾 勝）

隅岡議員の、児童・生徒の持ち物負担軽減についてのご質問にお答えします。

まず、質問があった後に、まず実態を把握しなければいけないということで、実態を把握させてもらって、それに基づいて町としての考えを述べたらいいかなというふうに考えました。

各学校、小学校に対して登下校時の荷物の重さの調査を行いました。

教科書やノート等が入った状態でのランドセルの重さは、1年生で平均3.3キロ、3年生で4.1キログラム、5年生で4.4キログラムでした。

ランドセルの重さは、平均約1.4キロ程度でしたので、1年生でおよそ2キログラムの荷物が入っていることとなります。

これは金曜日の調査であります。

また、月曜日の登校時に、手提げかばん等に入れて持ってくる給食エプロンや、体操服、上靴等の重さについては、1年生で平均で1.1キログラム、3年生

で1.4キログラム、5年生で1.4キログラムでした。

隅岡議員ご指摘のように、登下校の重過ぎる荷物が子供たちの健やかな発達に影響を与えかねないという懸念から、町としても当然方針としてはそういう負担がかからないようにということを考えておるわけですが、既に各学校では国語、社会、算数、理科の主要4教科以外の教科書はふだん持ち帰らず、学級で預かっているということでもあります。

また、学校で扱う問題集や資料集、地図帳などの副教材、習字道具とか絵の具セット、裁縫道具もふだんは学校に置いて管理しておるということでもあります。

以上、実態等を踏まえて多度津町としてはこういう状態なので、伝えて、それで9月6日に文部省のほうから通達がありましたので、子供のそういったランドセルによる重いということについての負担軽減については、その文科省の通達を見ながら、できれば軽減していきたいというふうに考えております。

以上、実態と方針についてお話をさせてもらいました。

議員（隅岡 美子）

今、教育長のほうから実態等をお話を、ご答弁をいただきました。

私も考えますのに、教科書が重くなった理由の一つに、ゆとり教育の見直しの後ページ数がふえ、一部が大型化したためだと思っております。

ゆとり教育時代に比べ、約35%もページ数がふえていることと言われております。

1年生の中には、体育道具などを含めると、体重の約半分の重さを背負って通学している子供もいると考えます。

専門家は自分の体重の10%から20%以上のものを持つと、体幹などに影響が出ることを警告をしております。

そして、この質問をした経緯は、ある地域のほうで、町民の皆様との対話の中での、ある地域のおばあちゃんに要望いただきまして、うちの孫のランドセルが非常に重くてかわいそうやというて、何とか対策、少しでも軽くなるような対策をしてくださいということで要望をいただき、今回一般質問をさせていただきます。

今、教育長の中にお話がございましたように、資料集とか、それから副教材などは、裁縫道具も含めまして、ふだんは学校に置いて管理をしておるそうでございますが、学校に管理をしているということは教室の中の後ろの担当箱のことだと思うんですが、そこに置いて帰っているということで、担当箱には鍵はついておりません。

そして、担任のほうにも、そういったところも盗難のおそれがあるので、そ

ういったことも気をつけていただき、また責任を持って声かけとか見守りをしていくのが大事だと私は考えますが、それについての何か講じる対策などはありますか。

ご答弁のほうよろしくお願いいいたします。

教育長（田尾 勝）

隅岡議員の再質問にお答えします。

ロッカーのことを言われておるんだと思いますが、ロッカー自身には鍵をつけるということは今のところできていません。

だけれども、教室の管理ということで、下校時には教室の施錠はしっかり確認していくということで今現在対応しているということになろうと思います。

議員（隅岡 美子）

ロッカーについては、教室の管理で施錠をきちんとして担任が責任を持っているということのご答弁で、そういうふう理解をしております。

また、1年生は自分の意識とか、意思ということがなかなか十分とは言えないのではないかなと推察をしますが、これについて保護者側に意見を取りまとめたり、その中で決まったことは自分たちが責任を持って、クラスの子供たちも自分たちで意見をまとめた中で守っていくという意識も高まってくると思っております。

児童がみずから考えて行動していくようになって、忘れ物も減少していくんじゃないかなと私は考えております。

つまり、また質問をいたしますが、児童と保護者にこういった意見などを求めていただき、それについてのお考えなどをお伺いいたします。

以上です。

教育長（田尾 勝）

隅岡議員の再質問にお答えします。

隅岡議員のほうから、保護者のほうにも協力を依頼してあるいはお話を聞いて進めていくようにということだろうと思うんですけども、隅岡議員ご指摘のように、持ち物の管理については、もちろん学校としては戸締まりを、施錠をして教室の管理をするということなんですけれども、子供一人一人が整理整頓してロッカーの中にきちんとはめるとか、あるいは名前をしっかりと書いておくとかという、持ち物を自分自身が管理するというのを、保護者の方と学校と子供たちと一緒に指導していくということが根本に大事なことはないかなというふうに思います。

最近、いろんな先生の話聞きますと、やはり持ち物がきちんと置けないとか、管理ができないとか、机の中は少し整理整頓できていないということか

ら紛失の事柄が起きたりということも聞きます。

そういうことも、今後今から教育指導の一つとしてしていかなければならぬというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

先ほどのご答弁の中では、なかなか意見などを集約をしていくということは少し難しいかなという理解をしたんですが、まだ再度質問をさせていただきます。

ちょっと難しいことですかね。

それを私は希望したいんですが。

再度ご答弁をお願いいたします。

教育長（田尾 勝）

隅岡議員の質問にお答えします。

保護者の方々の話を、こうしたことについてのどう対応していくのか、学校としてはこういうふうに考えていってこうしようと思うというような話し合いの場を持って、そのあり方について検討していくということで取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

議員（隅岡 美子）

わかりました。

また質問をさせていただきます。

また今現在、幼稚園とかまた保育所等に通っている子供たちも、これから1年生に入学をしてきます。

そういうことも今後いろんなことが懸念をされてきますし、またこのことも大きくかかわってくると考えられます。

またこういったことも踏まえて、対応のほうよろしくお願いをしたいと思っております。

私も、子供の後ろのランドセルを持ち上げて重いという話は、非常に最近の話であって、5月ぐらいにこういったランドセルが重いという運気が始まる前に要望いただいたときに、ランドセルを後ろから持たせてもらったときに非常に重くて、1年生の体は小さいし、ランドセルの肩にかけるところが小さい体にぐっと重さを感じたものですから、非常に何とかしたいということ、先ほども答弁にありましたように持ち帰るもの、また置くものということを選択をし先生が学級ごとにまとめておるということで、本当に安心をしたわけでございます。

また、ランドセルが重いということは、私たち議員のほうもしっかりとわか

っていないかなんなどということもありますし、また保護者の方々の理解、また教育委員会の、また教育課の方々の皆様にも、やはり登下校時に実際に現場を見て、子供たちのランドセルの現場を見ていただけたらなと私は強く求めております。

最後になりますが、なかなかできないなというそういったご答弁もありましたが、最低限できることから、また最低限できる範囲で結構ですので、少しでも前に進んでいくように実践をしていただきたいと思いますということで、私は切に思っております。

また今後も見守っていきたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

これは要望でございます。

以上で5番、隅岡美子の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって5番、隅岡美子議員の質問を終わります。

それでは、これにて一般質問を終了いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

大変お疲れさんでございました。

これにて散会をいたします。

お疲れさんでした。

散会 午後2時05分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成30年9月12日
第3回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記

第3回多度津町議会定例会議事日程

平成30年9月12日（水）午前9時開議

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 一般質問